

令和5年9月5日

令和5年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年9月4日 開会

令和5年9月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年9月5日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和5年9月5日(火)

午前10時00分 開議

会 期 令和5年9月4日～9月15日(12日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第43号	令和5年度奥多摩町一般会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第44号	令和5年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
4	議案第45号	令和5年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
5	議案第46号	令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第47号	令和5年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案第48号	令和5年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案第49号	令和5年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
9	議案第50号	令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
10	議案第51号	小学校電子黒板購入契約について	原案可決
11	議案第52号	もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約について	原案可決
12	議員提出議案 第 4 号	奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決

(午後4時00分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（高橋 邦男君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 43 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）、日程第 3 議案第 44 号 令和 5 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 4 議案第 45 号 令和 5 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 5 議案第 46 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 6 議案第 47 号 令和 5 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 7 議案第 48 号 令和 5 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 49 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 9 議案第 50 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 43 号から議案第 50 号までの令和 5 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 8 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、詳細の内容につきましては各課長から説明させていただきますので、私からは、総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 43 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1,120 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 2,117 万円とするものでございます。

第 2 条町債の補正でございますが、既定の町債の変更は、第 2 表町債補正によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

地方特例交付金は、交付決定通知により 41 万 9,000 円を減額し、地方特例交付金の計を 82 万 8,000 円に、地方交付税は、交付決定通知により 2 億 4 万円を追加し、地方交付税の計を 20 億 5,004 万円に、使用料及び手数料のうち、使用料は、観光施設使用料の減に伴い、

973万2,000円を減額し、使用料及び手数料の計を1億4,049万4,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は15万4,000円を追加、国庫補助金は、社会資本整備総合交付金の減などに伴い、432万2,000円を減額し、国庫支出金の計を3億741万3,000円に、都支出金のうち、都負担金は7万7,000円を追加、都補助金は、保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金の増などに伴い、992万3,000円を追加、都委託金は47万6,000円を追加し、都支出金の計を25億9,545万7,000円に、繰入金のうち、特別会計繰入金は、介護保険及び後期高齢者医療特別会計で合わせて245万3,000円を追加、基金繰入金は、地方交付税の増額交付などに伴い、減債基金に4,000万円、公共施設整備基金に5,500万円を戻すなど、1億2,500万円を減額し、繰入金の計を5億3,520万7,000円に、繰越金は、決算による額の確定に伴い、2億4,944万1,000円を追加し、繰越金の計を2億7,944万1,000円に、諸収入のうち、雑入は、過年度保育所措置費返還金などの増に伴い、509万3,000円を追加し、諸収入の計を4億3,758万3,000円に、町債は、臨時財政対策債の発行可能限度額の確定に伴い、1,697万8,000円を減額し、町債の計を1億1,902万2,000円とするもので、今回の歳入補正額は3億1,120万6,000円を追加し、歳入の合計額を74億2,117万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は78万1,000円を追加し、議会費の計を9,244万9,000円に、総務費のうち、総務管理費は、地方財政法の規定に基づき、財政調整基金に1億1,063万1,000円を、庁舎建設基金に5,000万円を積み立て、大学連携事業費で工事請負費などの増に伴い、1億7,890万8,000円を追加、徴税費は11万6,000円を減額、戸籍住民基本台帳費は67万1,000円を追加、選挙費は73万円を追加、監査委員費は52万円を追加し、総務費の計を14億9,373万4,000円に、民生費のうち、社会福祉費は、社会福祉協議会補助金の増などに伴い、1,569万8,000円を追加、児童福祉費は、保育所等物価高騰緊急対策事業補助金、過年度国都補助金返還金などの増に伴い、1,735万2,000円を追加、国民年金費は77万1,000円を追加し、民生費の計を12億8,943万7,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、骨髄移植ドナー支援事業費、带状疱疹ワクチン任意接種助成金の増などに伴い、1,347万6,000円を追加、清掃費は74万1,000円を追加し、衛生費の計を6億5,987万5,000円に、農林水産業費のうち、農業費は、人件費などの増に伴い、252万円を追加、林業費は、林道維持補修工事費の増などに伴い、929万7,000円を追加、水産業費は、内水面漁業環境活用施設整備事業費などの増に伴い、379万8,000円を追加し、農林水産業費の計を9億1,510万7,000円に、商工費は、観光費で、

観光施設整備事業費の増などに伴い、519万4,000円を追加し、商工費の計を4億8,711万2,000円に、土木費のうち、土木管理費は、人件費の増に伴い、220万6,000円を追加、道路橋梁費は、町道維持補修工事費などの増に伴い、3,629万5,000円を追加、住宅費は、若者定住推進事業費の増などに伴い、2,125万4,000円を追加、下水道費は、下水道特別会計繰出金の減に伴い、570万4,000円を減額し、土木費の計を12億7,988万3,000円に、4ページをご覧ください。消防費は、消防団詰所消火器設置工事などの増に伴い、284万7,000円を追加し、消防費の計を3億3,380万9,000円に、教育費のうち、教育総務費は、人件費の減などに伴い、66万5,000円を減額、小学校費は14万9,000円を追加、中学校費は25万1,000円を減額、給食費は、人件費の増に伴い、72万8,000円を追加、社会教育費は、ふれあい館改修工事負担金の増などに伴い、94万2,000円を追加し、教育費の計を6億3,830万3,000円に、公債費は1万9,000円を追加し、公債費の計を1億9,809万7,000円に、予備費は、予算調整により304万5,000円を追加し、予備費の計を3,212万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は3億1,120万6,000円を追加し、歳出の合計額を74億2,117万円とするものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

次に、議案第44号 令和5年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,634万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,334万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰越金は、額の確定に伴い、1,634万2,000円を追加し、繰越金の計を1,634万3,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,634万2,000円を追加し、歳入の合計額を9,334万2,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、人件費、修繕費及び備品購入費などの増に伴い、1,634万2,000円を追加し、総務費の計を9,311万3,000円とするもので、今回の歳出補正額は1,634万2,000円を追加し、歳出の合計額を9,334万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

次に、議案第45号 令和5年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び増該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをご覧ください。今回の歳入の補正はなく、歳出のみの補正でございます。総務費のうち、一般管理費は、人件費の減に伴い、523万4,000円を減額、利用管理費は、修繕費などの増に伴い、523万4,000円を追加するもので、総務費の総額に変更はなく、総務費の計は1億6,496万5,000円、歳出の合計額並びに予算総額に変更はございません。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

次に、議案第46号 令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億796万9,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は57万5,000円を減額し、国民健康保険税の計を8,895万9,000円に、都支出金のうち、都補助金は、特別交付金の増に伴い、96万9,000円を追加し、都支出金の計を6億2,101万9,000円に、繰入金のうち、基金繰入金は、国民健康保険基金繰入金の増に伴い、789万4,000円を追加し、繰入金の計を6,902万円に、繰越金は、額の確定に伴い、731万9,000円を減額し、繰越金の計を2,878万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は96万9,000円を追加し、歳入の合計額を8億796万9,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

保健事業費のうち、保健事業費は、国民健康保険データヘルス計画等策定業務委託の増に伴い、96万9,000円を追加し、保健事業費の計を1,828万円とするもので、今回の歳出補正額は96万9,000円を追加し、歳出の合計額を8億796万9,000円とするものでございます。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号 令和5年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ674万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,774万

5,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は66万3,000円を減額し、保険料の計を8,804万8,000円に、繰入金のうち一般会計繰入金は5,000円を追加し、繰入金の計を1億3,211万4,000円に、繰越金は額の確定に伴い、655万円を追加し、繰越金の計を655万1,000円に、諸収入のうち、雑入は、広域連合葬祭費負担金還付金などの増に伴い、85万3,000円を追加し、諸収入の計を1,070万7,000円とするもので、今回の歳入補正額は674万5,000円を追加し、歳入の合計額を2億3,774万5,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

広域連合納付金は、療養給付費負担金などの増に伴い、624万1,000円を追加し、広域連合納付金の計を2億2,022万7,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付加算金は14万9,000円を追加、繰出金は35万5,000円を追加し、諸支出金の計を151万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は674万5,000円を追加し、歳出の合計額を2億3,774万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号 令和5年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,929万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,029万3,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、介護保険料は229万5,000円を追加し、保険料の計を1億7,310万2,000円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、介護給付費負担金の増などに伴い、313万1,000円を追加、国庫補助金は、介護給付費財政調整交付金の増などに伴い、60万4,000円を追加し、国庫支出金の計を2億188万7,000円に、支払基金交付金は、介護給付費交付金の増などに伴い、521万9,000円を追加し、支払基金交付金の計を2億1,709万2,000円に、都支出金のうち、都負担金は、介護給付費負担金の増に伴い、130万7,000円を追加、都補助金は17万8,000円を減額し、都支出金の計を1億2,979万6,000円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は153万円を追加し、繰入金の計を1億2,844万9,000円に、使用料及び手数料のうち、使用料は28万8,000円を追加し、使用料及び手数料の計を483万9,000円に、繰越金は、額の確定に伴い、5,509万7,000円を追加し、繰越金の計を5,510

万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 6,929 万 3,000 円を追加し、歳入の合計額を 9 億 1,029 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

保険給付費のうち、介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費の増などに伴い、1,320 万円を追加、介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス計画給付費などの増に伴い、42 万円を追加、その他諸費は 4 万円を追加、高額療養サービス等費、町特別地区給付費及び特定入所者介護サービス等費は、財源組替えて増減はなく、保険給付費の計を 7 億 6,622 万円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防デイサービス事業委託などの増に伴い、589 万 5,000 円を追加、包括的支援事業・任意事業費は、地域支援事業負担金の減などに伴い、452 万 5,000 円を減額し、地域支援事業費の計を 7,282 万 2,000 円に、基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の増に伴い、1,803 万 4,000 円を追加し、基金積立金の計を 1,940 万 7,000 円に、都支出金のうち、償還金及び還付金は、介護給付費過年度返還金などの増に伴い、3,413 万 1,000 円を追加、繰出金は 209 万 8,000 円を追加し、諸支出金の計を 3,744 万 2,000 円とするもので、今回の歳出補正額は 6,929 万 3,000 円を追加し、歳出の合計額を 9 億 1,029 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 48 号の説明を終わります。

次に、議案第 49 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,429 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3,629 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、一般会計繰入金は 570 万 4,000 円を減額し、繰入金の計を 6 億 1,738 万 9,000 円に、諸収入のうち、雑入は、多摩島しょ行政手続オンライン化等推進事業助成金の増に伴い、3,000 万円を追加し、諸収入の計を 3,000 万 1,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 2,429 万 6,000 円を追加し、歳入の合計額を 7 億 3,629 万 6,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、修繕費の増に伴い、2,155 万 5,000 円を追加し、総務費の計を 3 億 3,100 万 7,000 円に、事業費のうち、下水道事業費は、公共樹設置工事の増な

どに伴い、274万1,000円を追加し、事業費の計を8,860万4,000円とするもので、今回の歳出補正額は2,429万6,000円を追加し、歳出の合計額を7億3,629万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

次に、議案第50号 令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第1条は、総則となります。

第2条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の病院事業収益のうち、医業収益は、入院収益の収入見込額の増に伴い、346万8,000円を追加し、病院事業収益の計を5億3,346万8,000円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用は、法定福利費、修繕費の支出見込額の増に伴い、346万8,000円を追加し、病院事業費用の計を5億3,346万8,000円とするものでございます。

次に、第3条予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、第1号職員給与費3億4,017万3,000円を3億4,152万3,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

以上で、議案第43号から議案第50号までの8会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行っていただけをお願いします。

はじめに、議案第43号について各課長から順次所管の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第43号 令和5年度奥多摩町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明いたします。

はじめに、8ページをご覧ください。歳入でございます。

款09 地方特例交付金41万9,000円の減は、交付決定通知によるものです。

次の款10 地方交付税2億4万円の増は、普通交付税の増で、交付決定通知によるものであり、補正後の普通交付税交付額は18億4万円となるものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款13 使用料及び手数料です。項01 使用料、目04 商工使用料973万2,000円の減額は、節01 観光施設使用料で、説明欄記載の3施設の

使用料を減額するものですが、これは令和5年第1回定例会において一般会計補正予算（第4号）でご説明いたしました。令和4年度に当該施設の使用料算定式の見直しを行い、使用料の減額を決定したことによるものですが、当初予算編成に反映できなかったため、今回補正予算で対応するものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款14 国庫支出金、項01 国庫負担金、目03 教育費国庫負担金、節01 教育総務費負担金15万4,000円の増額は、子育てのための施設等利用給付費交付金で、幼稚園を利用する費用で、補助率は2分の1となります。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、項02 国庫補助金、目03 衛生費国庫補助金では、節01 保健衛生費補助金において説明欄記載の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金327万8,000円の増額は、7回目オミクロン株XBB対応1回目のワクチン接種にかかり、10月から再開する集団接種に対する追加交付分を見込むものです。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 次に、目04 土木費国庫補助金760万円の減額は、節01 住宅費補助金、説明欄記載の社会資本整備総合交付金を皆減するもので、詳細は歳出でご説明いたします。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、9ページをお開きください。款15 都支出金、項01 都負担金、目04 教育費都負担金、節02 教育総務費負担金7万7,000円の増額は、子育てのための施設等利用給付費交付金で、幼稚園を利用する費用、補助率は4分の1となります。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、項02 都補助金、目01 総務費都補助金において節06 人権啓発活動区市町村補助金47万6,000円の減額は、財源組替えによるもので、目02 民生費都補助金において節01 社会福祉費補助金346万1,000円の増額は、説明欄記載の地域福祉推進包括補助事業補助金及び高齢社会対策包括補助事業補助金をそれぞれ充当事業に対する今年度の交付見込みにより増額するもので、次の長寿ふれあい食堂推進事業費に対する補助金、補助率10分の10は新たに計上するもので、事業の詳細は歳出で説明いたします。

次の節02 児童福祉費補助金では、説明欄記載の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金は、昨年度に続き、東京都が区市町村を通じて保育所等に対し補助するもので、町内の保育園分として43万7,000円を補助率10分の10で新たに計上するもので、次の保育所等利用多子世帯負担軽減事業補助金は、主に東京都が来月10月から第2子以降の保育料無償化を実施することから、対象園児数を約20名と見込み、保護者の所得に応じた保育料を積算し、総額520万円を補助率10分の10で新たに計上するものです。

次の目 03 衛生費都補助金では、節 01 保健衛生費補助金 105 万円の増額は、説明欄記載の医療保健政策包括補助事業補助金 52 万 5,000 円の増額は、新たに実施する骨髄移植ドナー支援事業に充当するもので、次の感染症予防対策事業費、带状疱疹ワクチン任意接種事業補助金 52 万 5,000 円、補助率 2 分の 1 も新たに計上するもので、いずれの事業も詳細は歳出で説明いたします。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 07 消防費都補助金は、節 01 防災費補助金 25 万 1,000 円の計上で、説明欄記載の区市町村災害対応力向上支援事業補助金、補助率 2 分の 1 を計上するものでございます。

なお、歳出予算につきましては、中・長期避難所の対応用といたしまして、自動ラップ式簡易トイレ 2 セット分の備品購入費を当初予算において計上しており、この予算に充当するものでございます。

○福祉保健課長（大串 清文君） 10 ページをご覧ください。次に、項 03 都委託金、目 01 総務費委託金において節 04 総務管理費委託金 47 万 6,000 円の増額は、先程 9 ページ、総務費都補助金、人権啓発活動区市町村補助金で説明しました財源組替えによるものです。

次に、款 18 繰入金です。項 01 特別会計繰入金、目 01 介護保険特別会計繰入金 209 万 8,000 円の増額及び目 02 後期高齢者医療特別会計繰入金 35 万 5,000 円の増額の詳細につきましては、それぞれ特別会計において説明いたします。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 02 基金繰入金、目 02 減債基金繰入金 4,000 万円の減は、財源調整により減債基金に戻入れを行い、次の目 03 公共施設整備基金繰入金 5,500 万円の皆減は、同じく財源調整により公共施設整備基金に戻入れを行い、次の目 05 観光施設等整備基金繰入金 3,000 万円の皆減は、同じく財源調整により観光施設等整備基金に戻入れを行うもので、これら基金繰入金に係る補正後の取崩額は合計で 5 億 3,225 万 2,000 円となるものです。

次の款 19 繰越金は 2 億 4,944 万 1,000 円の増で、前年度繰越金が確定したことに伴う増です。

なお、地方財政法第 7 条の規定により繰越金の 2 分の 1 以上に相当する額を積み立てなければならないため、歳出で 2 分の 1 相当額を計上しています。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、款 20 諸収入です。項 05 雑入、目 02、節 01 実費徴収金 1 万 4,000 円の増額は、先程民生費都補助金で説明した長寿ふれあい食堂事業の参加者から 1 人 100 円を徴収するもので、今年度下半期の延べ参加者を 140 名と見込み、新たに計上するもので、次の目 03、節 01 過年度収入のうち、説明欄記載の過年度国庫支

出金 14 万 7,000 円の増額及び 11 ページをご覧ください。過年度都支出金 7 万 3,000 円の増額は、いずれも介護保険低所得者保険料軽減負担金の過年度分の追加交付を見込むもので、次の過年度その他、保育所措置費返還金 482 万 9,000 円は、町内の保育園に対する措置費のうち、前年度において過大に交付した分について今年度返還を受けるため、新たに計上するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 08 東京都区市町村振興協会補助金 3 万円の皆増は、説明欄記載の宝くじインターネット販売 P R 補助金を見込み計上するもので、これは広報おくたまに宝くじ公式サイト of 広告を掲載することにより交付される補助金です。

次は、款 21 町債です。目 01 臨時財政対策債 1,697 万 8,000 円の減は、普通交付税選定に伴い算出される臨時財政対策債の発行可能限度額の決定により減額するもので、補正後の額が 1,302 万 2,000 円となるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 12 ページからは歳出予算に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。恐れ入ります、タブレットの 41 ページ、給与費明細書をご覧ください。

41 ページは 1、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。給与費の報酬で、その他 13 万 2,000 円の増額は、障害支援区分判定委員会委員報酬の増額によるもので、給与費計も同額となります。その隣の共済費 24 万円の増額は、内訳として、長等は、町長、副町長で 16 万円の増額、その他は教育長で 8 万円の増額は、いずれも年間所要額の調整によるもので、合計では 37 万 2,000 円を増額するものでございます。

次に、42 ページをご覧ください。2、一般職、（1）総括でございますが、内訳といたしまして、43 ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員分と、次の 44 ページのイ、会計年度任用職員分の総括となります。

はじめに、43 ページのア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員の分からご説明させていただきます。比較の欄ですが、職員数の変更はございません。給与費で、給料は 937 万 5,000 円の増額、次の職員手当は 1,416 万 8,000 円の増額、年間所要額を見込むものでございます。

職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当 12 万円の減額は、受給者の減少によるもの、次の地域手当 79 万 8,000 円の増額は、年間所要額の精査によるもの、次の住居手当 46 万 5,000 円の増額は、受給者の発生によるもの、次の管理職手当 93 万 6,000 円は、環境衛生総務費で、担当主幹の手当を計上し、次の超過勤務手当 455 万円は、人事

異動等の年間所要額の調整によるもの、次の通勤手当 33 万 9,000 円の増額は、人事異動等により通勤経路の変更によるもの、下段の区分の期末勤勉手当 467 万円の増額は、人事異動等により年間所要額の調整によるもの、次の退職手当組合負担金 199 万円の増額は、年間所要額を精査したもので、次の児童手当 54 万円の増額は、受給者の増額によるものでございます。

上段にお戻りいただき、給与費計では、2,354 万 3,000 円の増額となり、隣の共済費 635 万円の増額は、年間所要額を見込み、合計では 2,989 万 3,000 円を見込むものでございます。

次に、44 ページをご覧ください。イ、会計年度任用職員でございます。比較の欄で、職員数は、括弧内のパートタイム会計年度任用職員を 1 人増員するものでございます。一般管理費で、職員の育児休業に伴う代替として見込むものでございます。次に、給与費で、報酬 42 万 6,000 円の増額は、内訳として、一般管理費、育児休業代替を追加し、多摩の森林再生事業費及び水の浸透を高める枝打ち事業費で報酬を精査し、減額するもので、次の給料 1,000 円の増額は、子ども家庭支援センター事業費で年間所要額を見込み、次の職員手当 8 万 3,000 円の増額は、年間所要額を見込み、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、地域手当 1,000 円の増額、超過勤務手当 8 万円の増額、1 つ飛ばして期末手当 6 万 2,000 円の増額は、子ども家庭支援センター事業費ほか 2 件の会計年度任用職員の年間所要額を見込み、1 つ飛ばして事業手当 6 万円の減額は、体験農園管理運営事業費において受給者の減少によるものでございます。

上段にお戻りいただき、給与費計では 51 万円の増額となり、隣の共済費の 133 万円の増額は、年間所要額を調整するもので、合計では 184 万円の増額となる見込みでございます。

最後に、42 ページの 2、一般職、(1) 総括にお戻りください。只今ご説明いたしましたア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員分とイ、会計年度任用職員分の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみをご説明させていただきます。比較の欄の職員数の括弧内の 1 人の増員はパートタイム会計年度任用職員によるもので、次の給与費の報酬は 42 万 6,000 円の増額、次の給料は 937 万 6,000 円の増額、次の職員手当は 1,425 万 1,000 円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄で、扶養手当は 12 万円の減額、次の地域手当は 79 万 9,000 円の増額、次の住居手当は 46 万 5,000 円の増額、次の管理職手当は 93 万 6,000 円の増額、次の超過勤務手当は 463 万円の増額、次の通勤手当は 33 万 9,000 円の増額で、下段に移り、期末勤勉手当は 473 万 2,000 円の増額、次の退職手当組合負担金は 199 万円の増額、次の児童手当は 48 万円の増額で、上段にお戻りいただき、給

与費計では 2,405 万 3,000 円の増額となり、隣の共済費は 763 万円の増額、合計では 3,173 万 3,000 円の増額となる見込みでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

タブレット補正予算書 12 ページにお戻りください。

○議会事務局長（新島 和貴君） 補正予算書 12 ページをお開きください。款 01 議会費、項 01 議会費、目 01 議会費は、総額で 78 万 1,000 円の増額を見込むもので、事業（01）議会事務局費は、人件費の所要額の調整により増額し、事業（02）議会運営費では、節 01 消耗品費を 1 万 6,000 円増額し、議員必携の購入を見込むもので、節 18 負担金・補助及び交付金 16 万円の増額は、議員政務活動費を増額するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費ですが、総額で 377 万 7,000 円の増額でございます。内訳として、事業（01）一般管理費は 257 万 7,000 円の増額で、節 01 報酬 101 万 2,000 円は、育児休業代替に伴う会計年度任用職員の報酬を見込み、次の節 03 職員手当等、節 04 共済費の増額は、人件費の調整によるものです。次の節 08 旅費は、会計年度任用職員の費用弁償を計上するものでございます。

次の事業（04）庁舎管理費は、庁舎の修繕費として 120 万円を増額するものでございます。

次に、目 03、事業（01）広報費は、財源組替えによるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 04 財政管理費 640 万 6,000 円の増は、節 22 償還金・利子及び割引料において説明欄記載の過年度国庫補助金返還金を計上するものですが、これは令和 4 年度に実施いたしました地域応援券事業及び事業継続応援金事業に充当いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、両事業の精算実績に伴い、余剰となった交付金を返還するものです。

次の目 06 財産管理費、55 万円の増は、14 ページにかけまして節 10 需用費が 55 万円の増で、これは町有財産の管理上必要な修繕費の予算執行残額が僅かとなったため、今後に備え増額するものです。

次は、目 07 企画費が 600 万円の増で、内訳といたしまして、事業番号（01）企画費 9,000 円の皆増は、過疎バス対策に関するもので、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、東京都においては国補助路線が運行する西多摩地域において、都、あきる野市、檜原村及び奥多摩町が共同事務局となる法定協議会が立ち上げられ、町民からも 1 名委員として就任をいただきましたので、説明欄記載の当該協議会の委員報償

を計上するものです。

次の事業番号（03）庁舎建設整備事業費につきましては、予算組替えを行うものですが、庁舎建設予定地において節 16 公有財産購入費では、アクセス部分を含めた用地買収面積の増に伴い、当該用地買収費を 300 万円増額し、節 21 補償・補填及び賠償金では、精査等により物件等補償費を 300 万円減額するものです。

次の事業番号（04）大学連携事業費は 599 万 1,000 円の増で、これは多摩大学との包括連携協定に基づく事業であり、節 14 工事請負費においては、旧甲州屋の改修工事費を 580 万円増額させていただくもので、内容といたしましては、主に 1 階部分の内装を中心に改修してまいります。現場調査の結果、屋上防水や電気及び水道設備ほかの改修も必要となったため、増額補正をさせていただくものです。次の節 18 負担金・補助及び交付金 19 万 1,000 円の皆増は、学生が町内に来訪し、包括連携協定に基づき、活動を行う際の交通実費相当額について負担金として計上させていただくものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 08 電子計算費は、総額で 143 万 2,000 円の増額となります。次の 15 ページをご覧ください。内訳として、事業（01）電子計算管理費 2,000 円の増額は、節 13 使用料及び賃借料で、説明欄記載の電子計算機及び周辺機器使用料を増額するものでございます。

次の事業（02）電子計算開発費 143 万円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の電子計算機及び周辺機器更新委託として軽自動車税及び固定資産税に関わるシステム改修作業委託を計上するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 10 基金運用費 1 億 6,063 万 1,000 円の増は、事業番号（01）財政調整基金費が 1 億 1,063 万 1,000 円の増で、これは歳入の款 19 繰越金でご説明いたしました地方財政法の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 相当額を財政調整基金に積み立てるために計上するもので、次の事業番号（04）庁舎建設基金費 5,000 万円の増は、今後の庁舎建設にかかる支出に備え、当該基金への積立金を増額させていただくものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 11 車両費、事業（01）車両管理費は、庁用車のタイヤ等の消耗品を 11 万 2,000 円増額するものでございます。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次の目 15、事業番号（01）人権・行政相談費は、補正の増でなく、財源を組み替えるものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 款 02 総務費、項 02 徴税費、目 01 税務総務費 11 万 6,000 円の減額は、次の 16 ページにかけまして職員人件費の所要額の調整によるものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費、目 01、事業（01）戸籍住民基本台帳費 66 万 7,000 円の増額は、職員人件費の調整のほか、節 10 需用費において、カード型印鑑登録証 1,000 枚を作成するため、17 万 1,000 円を新たに計上し、次の節 13 使用料及び賃借料では、ふれあいまつりにおいて今年度新たに自衛官募集啓発ブースを出展するため、出展料 2,000 円を計上するものです。

17 ページをお願いします。目 02 社会保障・税番号制度費 4,000 円の増額につきましてもふれあいまつりにおきましてマイナンバーカード申請受付及び啓発ブースの出展料を計上するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項 04 選挙費、目 01、事業（01）選挙管理委員会費は 73 万円の増額で、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費の人件費の調整によるものでございます。

次に、項 06、目 01、事業（01）監査委員費は 52 万円の増額で、節 03 職員手当等、節 04 共済費の人件費の調整によるものでございます。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思えますけど、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開いたします。

午前 10 時 57 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳出の民生費の説明から行います。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 一般会計補正予算書 18 ページをご覧ください。次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業番号（01）社会福祉総務費 107 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の職員人件費の調整によるもので、事業番号（06）社会福祉協議会補助事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 614 万 8,000 円の増額は、社会福祉協議会の人事異動に伴い、当該事業費からの補助金を増額するもので、事業番号（12）成年後見制度利用支援事業は、補正の増減なく、財源を組み替えるもので、事業番号（16）国民健康保険事業費 143 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の職員人件費をそれぞれ調整するものです。

次に、目 02 老人福祉費、19 ページをご覧ください。事業番号 (10) 高齢者外出支援サービス事業費 75 万 3,000 円の増額は、送迎ワゴン車の年度内更新のため、当初購入予定の車種変更を行い、説明欄記載のとおり、節 17 備品購入費及び節 26 公課費をそれぞれ増額するもので、事業番号 (12) 老人クラブ運営費補助事業費 4 万 1,000 円の増額は、会員割増に伴い、補助金を増額するもので、事業番号 (13) 高齢者在宅サービスセンター事業費 8 万 8,000 円の増額は、機械浴槽の更新費用 620 万円を節 14 工事請負費から節 17 備品購入費に組み替えるほか、厨房用機器、ガスレンジの更新を今年度予定しておりますが、価格高騰に伴い、8 万 8,000 円の増額を見込むものです。

20 ページをご覧ください。事業番号 (17) 介護保険サービス等在宅低所得者利用負担助成事業費、節 19 扶助費 133 万円の増額は、介護保険サービス等利用分及びケアハウス生活費等の利用者負担助成の対象者の増を見込むもので、事業番号 (19) 生計困難者介護サービス利用者負担額軽減事業費、節 22 償還金・利子及び割引料 14 万 1,000 円の増額は、前年度の実績確定に伴い、都補助金の過年度分の返還に伴うもので、事業番号 (20) 介護保険事業費 347 万 2,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費まで、説明欄記載のとおり、人件費の所要額を調整するもので、節 27 繰出金 153 万円の増額は、説明欄記載のとおり、一般会計から介護保険特別会計にそれぞれ繰り出すものですが、詳細は介護保険特別会計で説明いたします。

事業番号 (21) 後期高齢者医療事業費 5,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すものですが、詳細は後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

事業番号 (24) 長寿ふれあい食堂推進事業費は、東京都が今年度創出した東京シニア食堂推進事業、補助率 10 分の 10 を活用し、新規事業として 11 万 3,000 円を計上するもので、地域の生活館等において高齢者の会食を通じた交流の場を創設し、心身の健康増進、多世代交流の促進を図るもので、節 10 需用費のうち、消耗品費で食器等の容器等を食糧費で食材を、節 11 役務費で、行事傷害保険料を、21 ページにかけまして節 12 委託料で、この食堂運営に係る業務補助委託として、現時点シルバー人材センターへの委託を見込んでおりますが、説明欄記載のとおり、それぞれ新たに計上するものです。

なお、当該事業は都補助を活用し、お太助隊の新たな企画として、今年度は先駆的に栃久保地区及び大丹波地区での実施を予定しており、順次活動の場を広げていく予定でございます。

次に、目 03 心身障害者福祉費、事業番号 (08) 障害者総合支援事業費 15 万 9,000 円の

増額は、障害者支援区分の新規申請の増を見込み、説明欄記載のとおり、節 01 報酬及び節 11 役務費をそれぞれ増額するもので、事業番号（09）障害者医療事業費、節 19 扶助費 28 万 4,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、療養介護医療給付費の増額を見込むもので、事業番号（17）障害者地域活動支援センター事業費、節 14 工事請負費 50 万円の増額は、同センターの勝手口の庇の交換工事に伴い、新たに計上するものです。

次に、目 04、事業番号（01）福祉会館費、節 10 需用費 15 万円の増額は、トイレ関連の修繕費を見込むものであります。

次に、項 02 児童福祉費、目 02 児童措置費、22 ページをご覧ください。事業番号（01）保育所措置費 145 万 1,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金において説明欄記載の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金として、昨年度に続き、都の緊急対策を受け、物価高騰に直面する町内の保育所に対し、園児数に応じ、都の定める補助基準額、実施期間は 4 月から 9 月までの 6 か月分を支給するため、43 万 8,000 円を新たに計上し、節 22 償還金・利子及び割引料は、前年度の子育てのための施設等利用給付費負担金について国庫負担金及び都負担金の確定により、また、前年度の保育所等物価高騰緊急対策について当補助金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するものです。

次の目 03 児童健全育成事業費、事業番号（01）放課後児童健全育成事業費、節 22 償還金・利子及び割引料 654 万 5,000 円の増額は、前年度の学童保育に係る国庫補助金及び都補助金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するものです。

次の目 04、事業番号（01）子ども家庭支援センター事業費 934 万 2,000 円の増額は、節 02 給料から、23 ページをご覧ください。節 04 共済費まで、それぞれ説明欄記載のとおり、町職員及び会計年度任用職員の人件費の調整によるもので、節 10 需用費及び節 12 委託料は、施設管理運営に必要な費用を説明欄記載のとおりそれぞれ増額するもので、節 13 使用料及び賃借料は、ふれあいまつりににおいて里親制度等の周知啓発を行うため、ブース使用料を新たに計上するものです。

事業番号（02）ファミリー・サポート・センター事業費、節 10 需用費 1 万 4,000 円の増額は、同センターの援助活動報告書の増刷に伴うものであります。

次の項 03 国民年金費、目 01、事業番号（01）国民年金総務費 77 万 1,000 円の増額は、24 ページにかけまして職員の人件費の調整によるものです。

以上で、民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費となります。項 01 保健衛生費、目 01、事業番号（01）保健衛生総務費 115 万円の増額は、人件費の調整によるもので、事業番号（02）保健福祉センター管理

費、節 14 工事請負費 161 万 7,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、保健福祉センター汚水ポンプ更新工事のため、新たに計上するもので、事業番号 (03) 古里診療所事業費 20 万 7,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、節 10 需用費は、小型電気温水器の修繕を行うもので、25 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料は、電子カルテ使用料を増額するものであります。

次の事業番号 (08) 骨髄移植ドナー支援事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 105 万円の増額は、都の補助金 2 分の 1 を活用いたしまして、来月 10 月から新たに事業開始を予定するもので、町内に住所を有する骨髄移植ドナー、今年度は 5 名を見込み、その対象者に対し、通院・検査等にかかる費用を日額 2 万円、最大 7 日間助成する一方、そのドナーの方が勤務される事業所、今年度は 5 事業所を見込みまして、日額 1 万円、最大 7 日間、奨励金を支給するための費用を新たに計上するものでございます。

次の目 02 予防費、事業番号 (01) 健康づくり推進事業費 233 万 3,000 円の増額は、今年度改選期でありました保健推進員について見直しを行い、その選出方法を自治会推薦から各地区選出、古里地区からは 2 名、氷川小河内地区からは 2 名に改め、その活動も自治会単位ではなく全町を対象とし、現状の保健事業のうち、対象事業が不十分であります 40 代、50 代に特化した新たな保健事業を実施するため、関連予算を補正するものでございます。節 07 報償費では、保健推進員全体会を保健推進会議に改め、説明欄記載のとおり、当該費用を減額、または報償単価を増額し、節 18 負担金・補助及び交付金では、説明欄記載の自治会単位の補助金を事業継続の境・中山地区分のみ存置し、60 万円を減額し、その 60 万円を節 12 委託料において説明欄記載の保健推進活動事業委託に組み替え、特定健診等、データ化委託は、来年度から国、都の補助を受け実施する高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に向け、健診結果のデータ化が必要であり、過年度分のデータ化に不足があったことから、当該業務を業者委託するため、新たに計上するものです。

事業番号 (02) 感染症予防対策事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 105 万円の増額は、説明欄記載の带状疱疹ワクチン任意接種にかかる費用の一部助成、概ね半額助成を都の補助金を活用し、来月 10 月から実施いたしたく新たに計上するものです。具体的には町内に住所を有する 50 歳以上の方を対象に、ワクチンの種類に応じて生ワクチンは 5,000 円を上限とし、対象者を 10 名と見込み、不活化ワクチンは 2 回接種に対し、それぞれ 1 万円を上限とし、対象者を 50 名と見込み、今年度に限り、東京都の規定に準拠し、4 月まで遡及し実施するもので、助成を希望される方は接種後、その費用を一旦負担いただき、医療機関発行の領収書を添付の上、助成申請をいただく償還払方式で助成するものであります。節

22 償還金・利子及び割引料 79 万 2,000 円の増額は、前年度の東京都肺炎球菌ワクチン接種補助事業補助金を実績に基づき返還するものです。

事業番号 (03) 定期予防接種事業費では、里帰り出産時における定期予防接種の増見込みから、節 12 委託料で、町内医療機関への委託料 20 万円を減額し、26 ページにかけまして節 18 負担金・補助及び交付金で、当該接種の助成金として 20 万円増額し、保護者負担後に償還払いで全額を助成するため、予算の組替えを行うものです。

事業番号 (15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費 327 万 8,000 円の増額は、当町における 7 回目オミクロン株 X B B 対応 1 回目ワクチン接種、令和 5 年秋開始接種に係る費用で、不足する額を節 12 委託料において説明欄記載のとおり、それぞれ増額するものです。

○環境担当主幹 (原島 保君) 次に、目 04 環境衛生費 199 万 9,000 円の増額は、事業 (01) 環境衛生費総務費において、節 02 給料から節 04 共済費を増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、項 02 衛生費、目 01 衛生総務費 7 万 4,000 円の増額は、事業 (01) 清掃総務費において、節 03 職員手当等及び節 04 共済費を増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、目 02 塵芥処理費 66 万 7,000 円の増額は、27 ページにかけまして事業 (01) ごみ処理事業費において、節 10 需用費を増額するもので、クリーンセンターの不燃物処理施設の電動シャッター開閉器の修繕費を増額するものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長 (杉山 直也君) 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業 (01) 農業推進協議会費 111 万 9,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

次に、目 02 農業総務費、事業 (02) 農作物有害鳥獣対策事業費 46 万 2,000 円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の獣害システム導入業務委託 33 万円と獣害システム保守管理業務委託 13 万 2,000 円を新たに計上するものですが、今回導入する獣害システムは、東京都デジタルサービス局が主催するオープンソースソフトウェアの活用を通じて、行政とシビックテックとの共生推進を目指すオンラインイベント、東京 O S S パーティーにおいて町からのテーマとして、野生動物による農作物被害軽減策の課題に基づき、オープンソースソフトウェアを活用した課題解決策として提案をいただいたシステムとなります。具体的には、スマートフォンの L I N E アプリを活用し、アプリを登録された方から、被害を受けた猿や鹿などの野生動物の種類や被害場所を報告していただき、蓄積したデータを地

図上に反映させ、出没の傾向を見える化し、対策を図るためのシステムとなります。今年度は、実際に運用が可能かどうか、検証も含めて試験的に導入するもので、システムの導入経費と保守経費を計上するものとなります。

次に、目 03 農業振興費 93 万 9,000 円の増額は、内訳として、事業（01）農業振興総務費 88 万円の増額で、節 14 工事請負費で、説明欄記載の特産物加工体験施設高圧変電設備更新工事を増額するものですが、本工事は、本年 5 月 30 日に実施した入札において 3 回の入札で落札せず、最低価格業者と協議を行いました。資材高騰などの理由により折り合いがつかず不調となったため、設計内容を精査の上、増額するものでございます。

28 ページをお願いいたします。事業（03）体験農園管理運営事業費 5 万 9,000 円の増額は、節 03 職員手当等、節 04 共済費は人件費の調整によるもので、節 17 備品購入費 1 万 9,000 円の増額は、今年度購入を予定していた草刈り機の値上がりにより増額するものでございます。

次に、項 02 林業費、目 01、事業（01）林業総務費 10 万 3,000 円の減額は、人件費の調整によるものです。

次に、目 03 森林費 173 万 5,000 円の増額は、内訳として、事業（01）森林保全活用総務費 46 万 4,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

29 ページをお願いいたします。事業（02）多摩の森林再生事業費及び事業（04）水の浸透を高める枝打ち事業費は、補正額の増減はございませんが、人件費の調整額を他の科目に必要な額を振り替えたものとなります。

30 ページをお願いいたします。事業（05）森林セラピー事業費 127 万 1,000 円の増額は、節 10 需用費で、消耗品費を 30 万 3,000 円増額するもので、登計トレイルに敷くウッドチップの購入費を見込み、修繕費 96 万 8,000 円の増額は、登計トレイル及びセラピーステーションの修繕費を見込むものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費 766 万 5,000 円の増額は、内訳として、事業（01）林道維持管理費の 700 万円の増額は、節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理する林道 24 路線を対象に、崩壊土砂の排除及び構造物の補修等、林道機能の保全を図るもので、令和 5 年度後期における林道維持補修工事の実施に備え、増額するものです。

次に、事業（02）都補助林道開設事業費 66 万 5,000 円の増額は、内訳として、節 12 委託料の西川線林道実施設計委託におきまして当該年度の実設計業務に係る現地調査の結果、地山から新たな湧水箇所が確認され、排水施設の追加設計が生じたため、63 万 9,000

円を増額するものです。次の節 21 補償・補填及び賠償金の 2 万 6,000 円の増額は、現地調査の結果、立木補償費が 17 本追加となることから増額するものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費 379 万 8,000 円の増額は、内訳として、事業（01）水産業総務費 107 万円の増額で、節 02 給料から次のページにかけまして節 04 共済費までは人件費の調整によるもので、節 10 需用費 1 万 7,000 円及び節 18 負担金・補助及び交付金 20 万円の計上は、小河内漁業協同組合への継続的な支援を行うため、令和 6 年度採用予定の第 3 期地域おこし協力隊の募集に関し、事前に地域のことを知り、活動内容を体験していただくため、お試し地域おこし協力隊にかかる経費として参加者を 5 名と見込み、計上するものです。

次に、事業（02）内水面漁業環境活用施設整備事業費 272 万 8,000 円の増額は、内訳として、節 10 需用費の修繕費 40 万 6,000 円の増額で、氷川国際釣場管理棟のエレベーター部品が耐用年数経過により交換が必要となったもので、次の節 14 工事請負費 232 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の氷川国際釣場蓄養池改良工事は設計委託の成果により増額し、大沢国際釣場駐車場石積撤去工事は、既存石積において崩落の危険があることから撤去費用を新たに計上するものでございます。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01 観光総務費 1,011 万 9,000 円の減額は、内訳として、事業（01）観光総務費 38 万 7,000 円の減額で、人件費の調整によるものです。

32 ページをお願いいたします。事業（07）観光施設等整備基金費 973 万 2,000 円の減額は、歳入の款 13 使用料及び手数料で説明いたしました観光施設使用料の減額に合わせ、積立金の額を調整するものです。

次に、目 02 観光施設費 1,531 万 3,000 円の増額は、内訳として、事業（01）観光施設維持管理費 123 万 5,000 円の増額で、節 10 需用費の修繕費は、観光トイレや指定管理施設での修繕が多く、予算の不足が見込まれることから、冬季の施設修繕に備え、100 万円を増額するものです。次の節 12 委託料 23 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の白丸観光駐車場夜間閉鎖業務委託は、本年 3 月 24 日に白丸観光駐車場がタイムズ有料駐車場となり、機械による夜間閉鎖が可能となったため皆減するもので、次の観光施設維持委託 70 万円の増額は、氷川キャンプ場及び丹縄亭の施設内において倒木などの危険がある立木や枝の伐採を行うため増額するものです。

次に、事業（02）観光施設整備事業費 1,407 万 8,000 円の増額は、節 12 委託料 195 万 8,000 円を増額するもので、もえぎの湯大浴場等改修工事の工事規模から施工管理や保健

所の対応等に有資格者による工事監理業務が必要となったため、新たに計上するものです。次の節 14 工事請負費 1,212 万円の増額は、説明欄記載の観光施設補修工事の増額で、観光施設の設備の故障が多く、予算の不足が見込まれることから、冬季の維持補修工事に備え増額するもの、次のはとのお荘空調機維持補修工事は、オープンから 8 年が経過し、今年に入り空調機の故障が相次ぎ、営業に支障が生じたことから、空調機 6 台のオーバーホールを行うため、維持補修工事として新たに計上するものです。次のもえぎの湯、第 1 源泉井戸洗浄工事は、第 1 源泉のくみ上げ量が年々減少傾向にあることから、井戸内の洗浄を行い、源泉量の回復を図るため、新たに計上するものです。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01、事業（01）土木総務費 220 万 6,000 円の増額は、節 02 給料から次の 33 ページの節 04 共済費まで、それぞれ増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01、事業（01）道路維持費 3,000 万円の増額は、節 14 工事請負費を増額するもので、町が管理いたします町道 337 路線を対象に、斜面对策や道路施設の老朽化の対応など、令和 5 年度後期における道路維持補修工事の実施に備え、増額するものでございます。

次に、目 02 道路新設改良費 629 万 5,000 円の増額は、事業（01）都補助道路新設改良事業費の節 12 委託料を増額するもので、説明欄記載の白丸丸の内西線実施設計委託の増額は、設計延長の延伸に伴う構造物の追加業務に伴い、224 万 5,000 円を増額するもので、次の川井神塚東線実施設計委託の増額は、東京都の設計審査におきまして法面構造物に係る安定計算の実施の指導を受け、29 万 9,000 円増額するものです。次の白丸丸の内西線地質調査委託の増額は、令和 6 年度に施工予定の擁壁構造物の設計に係る実質調査ボーリング 2 か所の追加調査を行うため、175 万 8,000 円増額するものです。次の川井神塚東線物件調査委託の増額は、計画線形で支障となる家屋物件について令和 2 年度に物件調査を実施しておりますが、近年の物価変動及び社会環境の変化を鑑み、物件の再調査を行うため 200 万円増額するものです。

次の事業（02）町単独道路新設改良事業費は、予算の増減はなく、財源組替えによるものです。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 次に、34 ページをご覧ください。項 04 住宅費、目 01 住宅管理費 2,645 万 4,000 円の増額は、内訳として、事業（01）若者定住推進事業費 1,553 万 3,000 円の増額で、節 12 委託料で、説明欄記載の寄付物件調査業務委託費を実績

により増額し、次に、節 14 工事請負費で、主には説明欄記載の寄付物件改修工事費を増額するもので、現在改修工事をしている梅沢西平寄付物件について、柱や壁面等の腐食に伴い増額するものです。次に、節 16 公有財産購入費で、説明欄記載の白丸丸の内 220 番 1 外 3 筆、1,251.37 m²のグリーンウッド上部にある土地を若者定住対策用地として購入するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次の事業（02）町営・公営住宅管理費 905 万 1,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までを人件費の調整により 405 万 1,000 円を増額し、次の節 10 需用費 500 万円の増額は、町・公営住宅の修繕費を増額するもので、公営日向住宅 2 件、公営栃久保住宅 1 件、町営栃久保第 2 住宅 1 件、計 4 件の空家修繕で 400 万円の増額を見込み、その他水回り等の一般修繕で 100 万円の増額を見込むものです。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 次に、事業（03）町営若者住宅管理費 187 万円の増額は、節 02 給料から 35 ページ、節 04 共済費までは、人件費の調整で、節 10 需用費については、実績により増額するものです。

次に、目 02 住宅建設費、事業（01）子育て応援住宅建設事業費 520 万円の減額は、節 12 委託料で、説明欄記載の子育て応援住宅造成設計業務委託で、次年度以降の子育て応援住宅建設候補地の造成設計費を増額し、節 14 工事請負費で、主には子育て応援住宅建設工事費で、今年度建設予定の小丹波字南ノ原、セブンイレブン裏手の土地について当初、整地工事を実施した中で、既存の石積が崩壊していることが判明し、宅地地盤が安定していないため、今年度の建設費を皆減し、新たに子育て応援住宅用地造成工事費を増額し、宅地造成を行うものです。併せて歳入でご説明しました社会資本整備総合交付金を皆減するものです。

○環境担当主幹（原島 保君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費 570 万 4,000 円の減額は、事業（01）下水道事業特別会計繰出金事業費において、節 27 繰出金を減額するもので、下水道特別会計の繰出金を減額するものですが、詳細は下水道特別会計でご説明いたします。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 09 消防費でございます。次の 36 ページをご覧ください。項 01 消防費、目 02 非常備消防費は、総額 188 万 3,000 円の増額となります。内訳として、事業（01）非常備消防総務費 170 万 4,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものでございます。

次の事業（02）消防団費 17 万 9,000 円の増額は、節 07 報償費で、説明欄記載の退職消

防団員報償金として、3年以上5年未満の在籍者で退団した者、4名分を増額するものでございます。次の節10 需用費9万9,000円の増額は、消防車両に関わる消耗品を増額するものでございます。

次に、目03 消防施設費は、総額で63万7,000円を増額するものでございます。内訳として、事業(01) 消防施設維持管理費45万円の増額は、節14 工事請負費で、管内に位置する16か所の消防団詰所の外壁に初期消火の有効性の観点から、屋外用消火器を設置するため、工事費を計上するものでございます。

次の事業(02) 町単独消防施設整備事業費は、節12 委託費で、説明欄記載の第1分団第1部小丹波詰所立木伐採委託として18万7,000円を計上するものでございます。

次に、目04、事業(01) 防災費は32万7,000円の増額で、節11 役務費として、令和5年度内で期限切れとなる備蓄飲料水の活用を行うため、備蓄物資運搬等経費を計上するものでございます。

以上で、款09 消防費の説明を終わります。

○教育課長(清水 俊雄君) 37ページをお開きください。款10 教育費でございます。

項01 教育総務費、目02 事務局費、事業(01) 事務局費66万5,000円の減額は、節02 給料から節04 共済費の所要額を調整するものです。

目03 教育指導費、事業(01) 教育指導費、節04 共済費について、会計年度任用職員の05 共済組合負担金を10 社会保険料等から組み替えるものです。

事業(03) 幼稚園等補助事業費は、補正額の増減なく、財源を組替えするものです。

次に、項02 小学校費、目02 教育振興費、38ページをお開きください。事業(03) 古里小学校教育振興事業費、節10 需用費、01 消耗品費14万9,000円の増額は、児童の机のデスクマットの購入を見込むものです。

次に、項03 中学校費、目02 教育振興費、事業(01) 中学校教育振興費、節11 役務費25万1,000円の減額は、電話等回線使用料の減額によるものです。

次に、項04 給食費、目01 給食管理費、事業(01) 給食管理費72万8,000円の増額は、節02 給料から03 職員手当等の所要額を調整し、節10 需用費、06 修繕費13万1,000円の増額は、調理用白衣滅菌庫の修繕を見込むものです。

次に、項05 社会教育費、目01 社会教育総務費、39ページをお開きください。事業(01) 社会教育総務費33万2,000円の減額は、節02 給料から03 職員手当等の所要額を調整するものです。

次に、目04 水と緑のふれあい館事業費125万7,000円の増額は、事業(01) 水と緑のふ

れあい館運営事業費、節 02 給料から節 04 共済費は、所要額の調整により、節 18 負担金・補助及び交付金は、ふれあい館改修工事負担金を 101 万 6,000 円増額するもので、ふれあい館の屋根の最上部、トップライト周りに雨漏りが発生しているため、その改修工事をするものです。

次に、目 07 森林館費、事業（01）森林館事業費 1 万 7,000 円の増額は、全国巨樹フォーラムへ参加するための節 08 旅費 6,000 円、40 ページをお開きください。節 18 負担金・補助及び交付金、参加費負担金 1 万 1,000 円を増額するものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は款 12 公債費でございます。内訳といたしまして、項 01 公債費、目 01 元金、（01）長期債元金償還費が 9 万 7,000 円の増、目 02 利子、（01）長期債利子償還費が 7 万 8,000 円の減で、主な要因は、借入れ時の規定に基づき、臨時財政対策債の借入れ後、10 年経過による利率見直しによるものです。

次の款 14 予備費 304 万 5,000 円の増は、歳入歳出の予算調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、45 ページをご覧ください。町債の現在高等に関する調書でございます。こちらにつきましては、歳入でご説明いたしました臨時財政対策債の借入額の補正や歳出でご説明いたしました元金償還費の補正等を反映し、一般会計における区分ごとの現在高や起債見込額並びに元金償還見込額等を表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上をもちまして議案第 43 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 43 号の説明は終わりました。

次に、議案第 44 号及び議案第 45 号について説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） これより議案第 44 号 令和 5 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

議案書 6 ページをお開きください。歳入でございます。

款 04、項 01、目 01 繰越金 1,634 万 2,000 円の増額は、前年度繰越金が確定したことによるものとなります。

7 ページをお願いいたします。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01、事業（01）一般管理費 452 万 5,000 円の増額は、令和 5 年度より観光産業課内に都民の森と山のふるさと村の 2 つの都指定管理施設を統括するため、自然公園担当課長ポストを新設したことに伴い、それぞれの施設を管理する管

理職給料、職員手当、共済費等を山のふるさと村と都民の森の特別会計予算に振り分けて計上するため増額するもの及び人事異動の反映により人件費の調整を行うものでございます。

次に、目 02、事業（01）事業費 1,181 万 7,000 円の増額は、節 10 需用費で 641 万 5,000 円を増額するもので、説明欄記載の消耗品費から修繕費まで、今後の事業に関わる必要経費を増額するものでございます。

次の節 11 役務費 6 万 8,000 円の増額は、フリーW i - F i の接続が困難なお客様が非常に多く、利便性の向上を図るために新規設置をするもので、その接続料となります。

次に、節 12 委託料につきましては、8 ページをお願いいたします。コロナ禍を経て、体験指導の更なる充実を図るため、体験教室指導委託を 100 万円増額し、次の園地及び施設管理等整備業務委託は、体験の森内の階段等の施設整備費として 100 万円増額するものでございます。次に、W i - F i 機器設置業務委託は、さきに説明させていただきましたW i - F i 機器の設置業務を委託するための費用として 8 万 1,000 円を新たに計上し、次のモノレール点検業務委託は、体験の森内に設置するモノレールの設備点検料として 10 万円を新たに計上するものです。

次に、節 17 備品購入費につきましては 300 万円の増額となります。施設の給湯で使用する木質ペレットをイベントで発生する間伐材や山のふるさと村などから排出されるおがくず等を有効活用した燃料づくりを行うためのペレット製造機を導入するもので、これまで不要となっていた産業廃棄物を生かし、再資源循環することを目的とする備品購入として計上しております。その他施設管理用備品費を計上するものでございます。

節 18 負担金・補助及び交付金の 15 万 3,000 円の増額につきましては、林内作業に従事する職員が受講するチェーンソー及び刈払機の講習費用 3 名分として計上しております。

次に、9 ページをお願いいたします。9 ページからは給与費の明細でございますが、先程事業（01）一般管理費でご説明いたしました人件費の内容を詳細な表にまとめたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 44 号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第 45 号 令和 5 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01、目 01、事業（01）一般管理費 523 万 4,000 円を減額するもので、先程、都民の森管理運営特別会計で説明したとおり、自然公園担当課長ポストを新設した

ことに伴い、管理職の person 費を山のふるさと村と都民の森の特別会計に振り分けて計上することによる減額となります。

次に、項 02、目 01、事業 (01) 利用管理費 523 万 4,000 円を増額するもので、節 08 旅費 3 万 4,000 円の増額は、東京都等の各種調整に必要となる旅費を増額するものでございます。

次に、節 10 需用費、01 消耗品費 50 万円増額につきましては、新たにキャンプ場売店の運営方法を改め、仕入れに関する経費を計上するものでございます。06 修繕費は、園内全域のトイレ、給排水設備並びにキャンプ場庭園等の修繕費として 350 万円計上しております。

次に、節 11 役務費 10 万円の増額は、ユンボ、タイヤローリー、除雪等に使用します重機の車検諸費用並びに特殊車両自主点検費用を増額し、次の節 13 使用料及び賃借料 50 万円増額につきましては、清掃並びに除雪に使用しているショベルローダーの老朽化に伴い、不具合が発生しておりますので、新規リース料として計上するものでございます。

次に、節 15 原材料費の 10 万円増額につきましては、園内の路盤整備に使用する路盤材を新たに購入いたしまして、独自に補修をするものでございます。

次の節 17 備品購入費の 50 万円につきましては、キャンプ場ケビンで使用されております電子レンジ等の備品類を逐次購入する予算が不足するため、増額をするものでございます。

次に、6 ページをお願いいたします。6 ページからは給与費の明細でございますが、先程事業 (01) 利用管理費でご説明した person 費の内訳、詳細な表ということでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 45 号の説明を終わらせていただきます。

○議長 (高橋 邦男君) 以上で、議案第 44 号及び議案第 45 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長 (高橋 邦男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 46 号及び議案第 47 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 46 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

6 ページをお願いします。歳入でございます。

款 01、項 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民健康保険税 57 万 5,000 円の減額は、当初課税額確定に伴い、節 01 医療給付費分 19 万 8,000 円、節 02 後期高齢者支援金分 130 万円を減額し、節 03 介護納付金分は 92 万 3,000 円を増額するものです。

次の款 03 都支出金、項 01 都補助金、目 01 保険給付費等交付金 96 万 9,000 円を増額は、詳細は歳出でご説明いたしますが、国民健康保険データヘルス計画等策定業務に係る経費の増額に伴い、説明欄記載の特別交付金を増額計上するものです。

次の款 05 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 国民健康保険基金繰入金 789 万 4,000 円を増額は、令和 4 年度決算額確定により前年度からの繰越金が減額となったため、基金を充当するものです。

次の款 06、項 01 繰越金、目 02 その他繰越金は、前年度繰越金の額確定により 731 万 9,000 円の減額を見込み、その他繰越金の計を 2,878 万 6,000 円とするものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、7 ページをお願いします。歳出となります。

款 05、項 02 保健事業費、目 01、事業（01）保健事業費の 96 万 9,000 円を増額は、説明欄記載の国民健康保険データヘルス計画等策定業務委託において特定健康診査結果を追加で盛り込むため、増額計上するもので、財源につきましては、歳入の都支出金でご説明しました特別交付金となっております。

以上で、議案第 46 号の説明を終わります。

次に、議案第 47 号 令和 5 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 01 保険料、項 01、目 01 後期高齢者医療保険料 66 万 3,000 円の減額は、当初賦課額確定によるもので、内訳としまして、節 01 特別徴収保険料が 313 万 3,000 円を増額、節 02 普通徴収保険料が 343 万 1,000 円の減額、節 03 滞納繰越分保険料が 36 万 5,000 円の減額となります。

次の款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金 5,000 円を増額は、令和 4 年度保険料軽減措置負担金額確定により説明欄記載の一般会計繰入金を計上するものです。

次の款 04、項 01 繰越金、目 01 前年度繰越金 655 万円の増額は、前年度繰越金確定によるものです。

次の款 05 諸収入、項 05 雑入 85 万 3,000 円の増額は、説明欄記載の広域連合葬祭費負担金還付金につきましては、令和 4 年度の実績により 15 万円の追加交付を受けるもので、未収金補填分負担金還付金につきましては、あらかじめ広域連合へ納付したものを徴収分還付金が確定したため、70 万 4,000 円を増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをお願いします。歳出となります。

款 02、項 01 広域連合納付金 624 万 1,000 円の増額は、令和 5 年度後期高齢者医療保険料当初賦課の決定、療養給付費見込額の増額及び令和 4 年度保険料軽減措置負担金額確定により、説明欄記載のとおり各負担金をそれぞれ増額するものです。

次の款 05 諸支出金、項 01 償還金及び還付加算金、目 03 広域連合返還金 14 万 9,000 円の増額は、葬祭費支給事業受託金返還金の増によるものです。

次の項 02 繰出金、目 01 一般会計繰出金 35 万 5,000 円の増額は、令和 4 年度決算額確定に伴う未収金補填分返還金及び葬祭費負担金について一般会計に返還するものです。

以上で、議案第 47 号の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 46 号及び議案第 47 号の説明は終わりました。

次に、議案第 48 号について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 議案第 48 号 令和 5 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明いたします。

予算書の 6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料、節 01 現年度分特別徴収保険料 247 万 2,000 円の増額、節 02 現年度分普通徴収保険料 20 万 2,000 円の減額は、それぞれ令和 3 年度からの第 8 期介護保険事業計画に基づく介護保険料により算定し、また、今年度の本算定賦課に基づき、それぞれ補正するものであります。節 03 滞納繰越分普通徴収保険料は、滞納繰越額の確定により 2 万 5,000 円を増額するものです。

次に、款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金、節 01 現年度分は、負担金の見込みにより 313 万 2,000 円を増額、節 02 過年度分は、窓開けで計上していた額を令和 4 年度決算の確定に伴い、1,000 円を減額するものです。

なお、以下、歳入の 7 ページ、8 ページにかけて各款の節 02 過年度分の 1,000 円の減額は、全て当初予算で窓開け計上していた額を前年度決算の確定に伴い減額するものです。

で、過年度分の説明は省略させていただきます。

次の項 02 国庫補助金、目 01 調整交付金、現年度分 95 万 6,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分 142 万円の増額、次の目 03 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、現年度分 176 万 9,000 円の減額は、それぞれ交付金の見込みにより補正するものです。

7 ページをご覧ください。次に、款 04、項 01 支払基金交付金、目 01 介護給付費交付金、現年度分 368 万 8,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業支援交付金、現年度分 153 万 3,000 円の増額は、国庫支出金と同様に、それぞれ交付金の見込みにより補正するものです。

次に、款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金、現年度分 130 万 8,000 円の増額、次の項 02 都補助金、目 01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分 70 万 9,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、現年度分 88 万 5,000 円の減額は、国庫支出金支払基金交付金と同様に、負担金交付金の見込みにより補正するものです。

8 ページをご覧ください。次に、款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金、現年度分 170 万 8,000 円の増額、次の目 02 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、現年度分 71 万円の増額、次の目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、現年度分 88 万 5,000 円の減額は、それぞれ歳出の見込みにより補正するものです。

次に、款 09 使用料及び手数料、項 01、目 01、節 01 使用料 28 万 8,000 円の増額は、説明欄記載のとおり、各事業の利用者負担金をそれぞれ見込みにより増額するものです。

次に、款 10 繰越金は、令和 4 年度の会計の確定により 5,509 万 7,000 円を増額するものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

9 ページをご覧ください。続いて歳出でございます。

款 02 保険給付費、項 01、目 01 介護サービス等諸費、（01）居宅・施設介護サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 1,320 万円の増額は、いずれも実績見込みにより、説明欄記載のとおり各サービス給付費等を増額または減額するものです。

次の項 02、目 01 介護予防サービス等諸費、（01）介護予防サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金 42 万円の増額は、いずれも実績見込みにより説明欄記載のとおり、各サービス給付費等をそれぞれ増額するものです。

次の項 03 その他諸費、目 01、(01) 審査支払手数料、節 12 委託料 4 万円の増額は、保険給付審査支払事務委託料を審査支払件数の実績見込みにより増額するものです。

10 ページをご覧ください。項 04、目 01 高額介護サービス等費、(01) 高額介護・高額医療合算介護サービス等費から次の項 05、目 01、(01) 町特別給付費、次の項 06、目 01、(01) 特定入所者介護サービス等費まで、いずれも増減なく、財源を組み替えるものです。

次に、款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、11 ページをご覧ください。(01) 介護予防・生活支援サービス事業費、節 12 委託料 274 万 5,000 円の増額及び節 18 負担金・補助及び交付金 95 万円の増額は、いずれも実績見込みにより説明欄記載のとおり、各サービスの事業費をそれぞれ増額するものです。

次の(02) 一般介護予防事業費、節 12 委託料 220 万円の増額は、白丸の「森の時計」において毎週木曜日に実施している介護予防デイサービスを新たに社会福祉法人グリーンウッドに委託するため、10 月からの下半期分の費用を増額するものです。

次の項 02、目 01 包括的支援事業・任意事業費、(01) 介護予防ケアマネジメント事業費から 12 ページにかけまして(06) 生活支援体制整備事業費までのうち、(02) 及び(04)を除き、財源の組替えを行うもので、(02) 総合相談事業費は、人事異動に伴い、説明欄記載のとおり 480 万円を減額し、(04) 任意事業費は、配食サービスにおいて要介護認定を受けていない一般高齢者の利用増を見込み、説明欄記載のとおり 27 万 5,000 円を増額するものです。

次に、款 04、項 01 基金積立金、(01) 介護給付費準備基金積立金、節 24 積立金 1,803 万 4,000 円の増額は、繰越金と滞納繰越分の保険料額の確定に伴う保険料相当額等について今後の事業運営のため、介護給付費準備基金として積み立てるための予算措置であります。

13 ページをご覧ください。次に、款 06 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02、(01) 償還金、節 22 償還金・利子及び割引料 3,413 万 1,000 円の増額は、前年度の会計確定に伴い、超過交付となっている介護給付費及び地域支援事業費に係る国、東京都負担金及び支払基金交付金を返還するため、説明欄記載のとおりそれぞれ増額するものです。

次の項 02 繰出金、目 01、(01) 一般会計繰出金、節 27 繰出金 209 万 8,000 円の増額は、前年度会計の確定に伴い、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れていた額について超過分を返還するため補正するものであります。

以上で、議案第 48 号の説明を終了いたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第 48 号の説明は終わりました。

次に、議案第 49 号についての説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹（原島 保君） 議案第 49 号 令和 5 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金、節 01 下水道事業繰入金 570 万 4,000 円の減額は、この後説明する東京都市長会助成金の歳入及び歳出予算規模に合わせて減額するもので、説明欄記載の 01 小河内処理区下水道事業繰入金として 240 万 6,000 円を増額し、02 奥多摩処理区下水道事業繰入金 811 万円を減額するものです。

次に、款 07 諸収入、項 02 雑入、目 01 東京都市長会助成金、節 01 多摩・島しょ行政手続オンライン化等推進事業助成金 3,000 万円の皆増は、助成率につきましては、助成金対象経費の 10 分の 10 でございます。対象事業としては、当初予算計上の奥多摩処理区監視システム更新整備委託の歳出予算に充当するものです。

なお、この助成金の対象事業に伴い、監視システム更新整備委託の事業内容が変更となります。当初の予定では、マンホールポンプ 73 施設をアナログ簡易無線局からデジタル簡易無線局への必要最小限の整備を考えていましたが、この助成金を活用することでマンホールポンプ 73 施設全てを高速で安定した通信回線の LTE 回線を利用したクラウド型システムに変更し、監視システムの最適化を図るものでございます。

なお、クラウドサービス化により事業費が 2 割ほど増額となりますが、整備期間についても当初予定していた単年度から 2 年度に変更することで、来年度においても東京都市長会助成金を見込み、自主財源を抑制したいと考えております。

次に、7 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 02 維持管理費 2,155 万 5,000 円の増額は、事業（02）維持管理費（奥多摩処理区）の節 10 需用費を増額するもので、東京都施工による都道 45 号線奥多摩青梅線、通称名、吉野街道において丹三郎地区の小林石油から青梅方面へ約 1,300m における道路舗装工事に伴い、町が占有している下水道施設のマンホールが支障となることから、マンホール蓋、かさ高調整等の修繕費を増額するものです。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費、事業（01）下水道事業費（小河内処理区）240 万 6,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費までは人件費の調整によるもので、節 14 工事請負費の 175 万円の増額は、説明欄記載の公共柵設置工事として国道 411 号あずまいトンネル手前の下水道管渠から公共柵を取り出す工事費として増額するもので、節 18 負担金・補助及び交付金の 5 万円は、公共柵設置工事に伴い、東京都道

路占用規則及び道路占用工事要綱の規定に基づき、国・都道掘削復旧監督事務費負担金を計上するものです。

次に、事業（02）下水道事業費（奥多摩処理区）の33万5,000円の増額は、節02給料から8ページにかけて節04共済費までは人件費の調整によるものです。

次に、9ページをご覧ください。給与費明細書でございます。歳出予算で説明いたしました人件費の内訳でございますので、後程ご参照をお願いいたします。

以上で、議案第49号の説明は終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第49号の説明は終わりました。

次に、議案第50号についての説明を求めます。奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 議案第50号 令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。収益的収入の実施計画書でございます。病院事業収益を346万8,000円増額するものです。

項1医業収益、目1入院収益を346万8,000円増額します。主な増事由は、入院患者1人当たりの収益の増となっております。

3ページをお開きください。収益的支出の実施計画書でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく、総額で346万8,000円増額するものです。

はじめに、項1医業費用のうち、目1給与費を135万円増額します。内訳は、法定福利費の増となります。次に、目3経費は、修繕費を実績及び見込みにより211万8,000円増額するものです。

4ページをお開きください。給与費の明細書でございますが、先程支出の給与費のところで説明した内容を詳細な表にまとめたものですので、説明は省略させていただきます。

次の5ページから8ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、議案第50号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質問する際には、答弁者が質問をしっかりと把握できますようぜひ簡潔な質問に心がけるよう協力をお願いいたします。

議案第43号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出、それぞれの質疑

を行い、議案第 44 号から議案第 50 号までについては、歳入歳出含めて一括で行います。

はじめに、議案第 43 号の歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

ページで言いますと 8 ページのところですけども、款 10 地方交付税についてお伺いしたいと思っておりますけども、今回 2 億円の増額ということで、地方交付税の算定基準というのは、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた総額に対して交付されるものと思っておりますけども、2 億円増えた理由と伺いますか、要因についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 9 番、石田議員さんからのご質問にお答えいたします。

ページが 8 ページ、款 10 地方交付税でございます。こちら今回の補正で普通交付税を 2 億円ほど増額補正させていただきました。質問の内容ですけども、増額の要因というようなことと思われま。

こちらですけども、主な要因ですが、基準財政需要額につきまして包括算定経費、いわゆる人口の関係なんですけども、こちら単位費用の増ということで、これは国で決められる単位なんですけども、そちらが増えたこと。それから、人口減少等特別対策事業費という費目もあるんですけども、こちらの補正係数、これも国で決めているものですけども、こちらが増によりましてこの部分が増えた、これが需要の部分です。

また、逆に基準財政収入額の部分ですと、地方消費税交付金、或いは法人事業税交付金が増により収入が増えまして、需要から収入を引いた額のその差引きが今回の場合は、その部分で 2 億円という補正額に繋がったということになります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 43 号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 43 号の歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。4 番、小山辰美議員。

○4 番（小山 辰美君） 4 番、小山です。

ページ 14 ページ、総務管理費、企画費、(04)の大学連携事業費なんですけども、甲州屋の改修費 580 万円、これの内容と今までの進捗状況、これから何をして、いつ、何をするのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、小山議員さんからのご質問にお答えいたします。

14 ページでございます（04）大学連携事業費、こちらの節 14 工事請負費 580 万円、旧甲州屋改修工事費の増でございます。こちらにつきまして改修の内容というようなお話、それから、いつ何をどんなふうにするのかというような質問でございます。

こちらにつきましては、大学、すなわち、多摩大学でございますけれども、昨年9月に町と包括連携協定を結ばせていただいております。昨年度、一度甲州屋の改修工事費、載せさせていただいておりますけれども、これまでの議会の中でご説明申し上げたとおり、令和4年度におきましては実施ができなかったという状況でございます。今年改めて当初予算案で工事費につきましては150万円を計上させていただいたところなんですけれども、その後、多摩大学側とも何度か打合せをしている中で、それと先程ご説明もいたしましたけれども、現地調査をした中で、やはり古い建物でございますので、大分改修箇所が増えているという状況でございます。建物自体は3階建てなんですけれども、基本的には今回の補正予算を使わせていただく中で、1階部分を活用させていただくという改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

こちらのほう基本的には大学の学生が中心になって、奥多摩に来た際の地域の交流活動の拠点的な位置づけでそういう建物の使い方をしたいというところが1つあります。多摩大学につきましては、平成28年頃から松本ゼミのほうで町のほうに入らせていただいて、いろいろな活動をしていただいております。また、昨今は観光ごみの問題もございまして、今年も春以降、数回にわたって奥多摩に来ていただいて、学生たちがごみの収集活動をしていただいております。町のほうは収集したごみを受け取ったり、その前段としては道具を貸し出したりというような協力をさせていただいておりますけれども、そういうことも含めて今後、様々な奥多摩町内での活動をする場合の活動拠点というような意味合いでの改修をさせていただきたいというふうに考えております。

進捗状況なんですけれども、今回補正予算で増額補正をさせていただくようになっているんですけれども、その前段として当初予算150万円ございますので、先にこの金額の範囲内のできる工事については今、業者と打合せをして進めさせていただいているという状況でございます。

今回、予算を承認していただいた後にまた残りの部分も打合せをした中で、先程申し上げたとおり、やはり屋上もかなり防水が傷んでいたりとか、外壁もタイルが落ちそうになっているという部分がありますので、そういった部分を今後改修して行って、今のところ

の目途でございますけれども、11月頃には一定の形で仮オープンなりできるようなことで進めさせていただければというふうに考えております。

いずれにいたしましても包括連携協定に基づいて今後こういった活動、ないし町の協力、大学の協力という連携の中で進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今の小山議員の質問と付随するんですけれども、14ページ、大学連携事業費ということで、私、6月の一般質問でもさせていただきましたけど、進捗状況、今、課長からお話がありましたので、分かりましたけれども、先程ご説明の中で、学生の活動のための交通費が出るということで、負担金、補助金、交付金というところでのご説明があったかと思うんですけど、そこら辺を詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

すみません、もう一つよろしいでしょうか。21ページでございます。21ページの款03民生費、項01社会福祉費です。そのページの一番上の説明の部分の委託料、長寿ふれあい食堂業務補助委託というところでの長寿ふれあい食堂業務についてちょっとご質問させていただきます。この委託先がシルバー人材センターと、まだ本決まりではないということなんですけれども、シルバー人材センターに委託する根拠と、あと参加者を140名ほど見込んでいるということなんですけど、その見込み、140名ぐらいというのはどのような算定だったのかなということ。この2点です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからの質問にお答え申し上げます。

14ページでございます。大学連携事業費の中の節が18になります負担金・補助及び交付金ということで、大学連携負担金19万1,000円の内容でございます。こちらにつきましては説明の中でも申し上げましたが、多摩大学、主に松本ゼミという形になりますが、大学連携事業に基づいて奥多摩に来ていただく際の交通費の相当額というようなことで計上させていただいております。

具体的には今年度の見込みということで見積りが出てきておりますけれども、大学の一番最寄り駅になります京王の永山ですか、こちらから最短距離、一番安いもので計算して奥多摩駅まででございます。1回当たり往復費用が2,220円ということで、想定の人数としては延べ43名掛ける2回というようなことで19万1,000円というものでございます。

内容として、会議、フィールドワーク、クリーン活動等で奥多摩を訪問する回数を想定

しているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員の2点目の質問についてお答えいたします。

一般会計補正予算書 20 ページ、(24)長寿ふれあい食堂推進事業、21 ページにかけまして委託料、食堂業務補助委託ということで、まず、その委託先の根拠というところがございますけれども、先程説明のとおり、まだ確定ではございませんが、今後、検討する中で想定というところで、今回この事業、都の10分の10の財源を活用いたしまして、急遽ではございますけれども、お太助隊の皆様の検討の中で、各生活館においてこの食堂を実施できないかということで、昨年来からのフードドライブという形で食材等を活用しながらというところで、今度はなかなか食材を配布してもというところで、調理したものを高齢者の方に食べていただく、もしくは配食までできないかという検討の中での事業でございます。

お太助隊のメンバーの方を中心に、現時点、先駆的な形で栃久保地域と大丹波地域において実施できないかというところで、自治会の方の協力もいただきながら、ただ、継続的に実施するためにはお太助隊の方、自治会の役員の方だけでなくというところで、調理の部分であったり、もしくは配食の部分のところをシルバー人材センターの会員の方をお願いができないかという検討段階でございます。

1点目については以上でございまして、次の歳入のところの説明しましたが、140名を参加者見込んでいるというところでございますが、こちら10月以降、年度末3月にかけて7回実施できないかと。1回当たり最大20名を見込んで、その積算で140名でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありますか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） ご答弁ありがとうございました。

今の21ページの質問の続きなんですけれども、長寿ふれあい食堂業務ということで、これはすみません、私も実ははじめて知ったんですけれども、どういうふうな周知の仕方をされていますか。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員の再質問にお答えいたします。

こちらの事業、まず予算を確保ということで、9月補正の後というところの中で、お太

助隊の定例の打合せの中で、大丹波地域、もしくは栃久保地域の自治会の方とは打合せ等も行い、ただ、事業を継続的に実施する中で財源がなければというところで、今回、都の福祉局においてようやく7月の下旬に都の要綱が示されて、であれば、この10分の10の補助事業活用というところがございますので、現時点といたしましては栃久保、ないしは大丹波の方のみというところで、今後、まず先駆的に実施をして、継続的に実施ができる場合、町内全地域に周知も図りながら、12月には自治委員会議もございますので、自治会長の皆様にもお知らせをしながら、順次、展開ができればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

歳出のほうで14ページ、目07企画費、事業(01)企画費のところ、報償費、奥多摩地域公共交通活性化協議会委員報償ですが、現状のこの協議会の動き、課題の洗い出しとか、目標の設定という部分なのかと思うんですけども、この目標の設定の中にデマンドバスの検討とかそういったものは入っていないのかとかそういったところが分かれば教えていただきたいと思います。

それと31ページに行きます。31ページの前、目01水産業総務費の中の事業(01)です。節18負担金・補助及び交付金で、お試し地域おこし協力隊宿泊費負担金のところ、5名分の計上がありましたが、ここの部分をもう一度ご説明いただきたいと思ひまして、お願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤議員さんから2点質問いただいておりますけども、1点目の最初の質問に対してお答え申し上げます。

14ページでございます。企画費の中の奥多摩地域公共交通活性化協議会の委員報償という部分でございます。こちらにつきましては先程もご説明をしているところでございますけれども、西多摩地域における行政界を超える、国補助と申しましたけども、メインということで幹線系統バスの確保維持のため交通事業者関係市町村等と連携し、地域公共交通計画の検討を取り組むというようなことでございます。

もう一点申し上げたところで、法定協議会というお話をさせていただきました。国の法律が改正になりまして、これまでは主にバス会社のほうでこういった経営改善等のための計画なり、そういった協議会が立ち上がっていたところなんですけども、法律の改正によ

りまして東京都のみならず、市町村も関わるようにということで、先程共同事務局という説明の仕方をしましたけども、そういった関係で、幹線が通っている、いわゆる秋川筋のあきる野市、檜原村、それからこちらの奥多摩町が共同事務局、東京都と一緒にということでございます。

町のほうですと、具体的に幹線と呼んでおる系統のバスが丹波山村行きのバス、それから小菅の湯行きのバス、それとあと鴨沢西線ということで、いわゆる奥多摩の場合ですと、山梨県に行っている部分、あきる野の場合ですと、あきる野市と檜原村と2つの行政が入っていますので、そういった意味で協議会が立ち上がっているというところですよ。

先程質問の中ではデマンドバスですか、そういったようなものが目標設定に入っているのかというお話でございました。こちらにつきまして協議会自体は、第1回が本年の2月の13日に開催されまして、第2回が7月の21日に開催されております。こういった中で、大学の先生が会長になっていて、都市整備局が事務局のメインという形で進めているんですけども、基本的には、先程法律の改正もあったというところなんですけども、国の補助をいただくために、やはり計画を立てないと、今後補助がもらえないというところが実は根本にある部分になります。ただ、そうは言っても、その計画を立てる中では西多摩地域におけるそれぞれの実情に対して今後どういう経営改善がなされるのかということを目的に、各種の指標の設定を今後していくという状況になっております。

ただ、その中には現状のところでは伊藤議員さんがおっしゃるオンデマンドバスの部分については入っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員からの2点目のご質問にお答えいたします。

31 ページの水産業総務費の中の節 18 負担金・補助及び交付金のお試し地域おこし協力隊宿泊費負担金の部分をもう一度というご質問かと思えます。現在、小河内漁業協同組合のほうへは、人的支援という形で2名の地域おこし協力隊を採用いたしまして活動に当たっていただいております。任期が令和7年の2月28日という状況でございます。

そんな中で、継続的に小河内漁業協同組合への人的支援を行いたいということで、令和6年度についても地域おこし協力隊を小河内漁業協同組合へ派遣を予定しております。

そんな中で、前回、現在の地域おこし協力隊の方も、やはりいきなり地域のことを知らずに奥多摩町で活動というのはなかなか難しいという状況と、漁協の活動というのがどう

いうことをするのか分からないということで、第2期地域おこし協力隊の方も2泊3日のスケジュールでお試し地域おこし協力隊ということで、実際には3日間、奥多摩町で泊りがけで、お試し地域おこし協力隊の部分で採用の一環の中で活動をしていただいたと。具体的には地域おこし協力隊のOBの方との交流だとか、町内の養魚池だとか管理釣場、また、ほかの町内の観光施設の見学、奥多摩さかな養殖センターの業務体験というようなどころを実施していただいて、実際に奥多摩の状況、また、小河内という地区の状況も十分知っていただいた上で最終の面接を行ったという状況でございます。

18の負担金・補助及び交付金につきましては、その2泊3日の宿泊費の負担ということで、5名分のほうを見込んでおります。算定といたしましては2万円掛ける5名掛ける2泊ということで予算のほうは計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 2件ありがとうございます。分かりました。地域おこし協力隊に関しては、では令和6年度に新たに募集をするということでよろしいですか。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

私からは3点お伺いさせていただきます。

まずは18ページ、款03、目01社会福祉総務費、事業番号(06)社会福祉協議会補助事業費、節18負担金・補助及び交付金で614万8,000円、人事異動とのことでしたが、内容を教えていただけたらと思います。

次に、ページ数が25ページ、款04衛生費、項01保健衛生費、目02予防費、事業名が(02)感染予防対策事業費、節18負担金・補助及び交付金、説明欄01の負担金及び交付金の带状疱疹ワクチン任意接種助成金、この助成金なんですけど、遡及して払っていただけるとのことなんですけど、遡及して払っていただけるとのこと分かんないんですけど、領収書等を紛失してしまっただけの方にはどのような措置をしていただけるのか教えてください。

続きまして、ページ数が32ページ、款07商工費、目02観光施設費、事業費名が(02)観光施設整備事業費のうちの節14工事請負費の説明欄01の工事請負費の3件の内訳の金額を教えてください。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、森田議員からの3点中、1点目、2点目につきましては、福祉保健課所管となりますので、まず私からお答えをさせていただきます。

まず1点目の歳出18ページ、事業（06）社会福祉協議会補助事業費における補助金の増、私の先程の説明では、社会福祉協議会の人事異動に伴う補助金の増ということでお答えをさせていただいたところでございますけれども、町福祉保健課と社会福祉協議会においては、町の福祉事業につきまして連携して事業を行っているところでございますが、そのうち今回令和5年度の4月の異動におきまして地域包括支援センターの専門職1名が社会福祉協議会の事務局、係長職でございますけれども、異動がなされたところでございます。その人件費につきまして、今回、事務局のほうが今人員増になってございますので、その人件費に相当する額を一般会計、この社会福祉協議会補助事業費において増額をしたものでございまして、先程特別会計でも少し説明させていただきました。特別会計のほうは逆にその専門職のほうに異動に伴ったことで減額をさせていただいている状況でございます。

続いて2点目でございます。25ページ、（02）感染症予防対策事業費において带状疱疹ワクチンの任意接種の助成金でございますけれども、今回、東京都が今年度、新たに補助事業を創設いたしまして、町といたしましても、これまで宮野議員からも一般質問でご要望もいただいているところでございますのと、近隣の自治体でも実施をいはじめているところと、都が補助事業を行うということで、近隣でもこの9月補正で10月から実施というところが幾つかの自治体でございます。

東京都は、今回今年度からということで、特例的に今年度4月以降の接種の部分は補助対象にするということでございますので、町としてもそれに準拠して遡及をするものですが、議員からご指摘のとおり、この事業10月からでございますので、この半年間で接種された方で領収書を紛失されている場合については、現時点は大変恐縮でございますが、再発行をお願いしたいというふうに考えてございます。

ただ、自己負担等もございますので、再発行に至らず、接種の実績が確認できる手だてがあるのであれば、そういった形で助成ができるような形でも含めて検討したいというふうに考えております。

なお、今年度からの事業ということで、補足になりますが、昨年度も接種されている方がいらっしゃるんですが、予算と年度の考え方という中で今年度からということで、今年度の4月までの遡及ということでご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、森田議員の3点目のご質問にお答えいたします。

ページ32 ページの事業（02）観光施設整備事業費の節14 工事請負費の説明欄記載の3件の工事の金額ということでご質問がございました。あくまで予算額ということでご承知おきいただければと思いますが、まず、観光施設補修工事増、こちらは増額をするものですが、こちらは200万円の増額を行うものでございます。当初予算と合わせ400万円になります。次に、はとのす荘空調機維持補修工事、こちらにつきましては726万円。続きまして、もえぎの湯第1源泉井戸洗浄工事286万円でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開いたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第43号の歳出の続きを行います。質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

3点、もう1点あるんですけど、後でします。まず16ページ、款02総務費、項03戸籍住民基本台帳費、一番下のところです。戸籍住民基本台帳費に入っているんですけども、何でこれ戸籍住民基本台帳費に入っているのかなと思うんですが、ふれあいまつりブース使用料で自衛隊のブースを町が2,000円出すというのは、これ法的根拠があるのかどうか。なぜ自衛隊の宣伝を町がやらなければいけないのかというところ、ご説明いただければと思います。

それに関連して、次のページの社会保障・税番号制度のふれあいまつりブース、これもマイナンバーの宣伝というか、啓発でということなんですが、町民の方から、マイナンバーのいろんなトラブルが連日のように報道されていて、それでも町はどンドンどんつくれつくれというふうに言われるのはどうなのというふうな声が多いです。これもどうかと思うんですが、これは国からやれというふうな形で言われてやるんだろうなと思うんですが、その苦情を受け付けるという意味でも、これはあってもいいのかなと思うんですが、その辺の町の思いというか、お聞かせいただければなと思います。

それと 34 ページ、項 04 住宅費の目 01 住宅管理費、(02) 町営・公営住宅管理費のところ、公営・町営住宅の修繕費のところは 500 万円出ておりますけれども、これの内訳を、すみません、ちょっと聞き逃してしまったので、もう一度ご説明いただければと思います。

あと、私、議員になったときから栃久保の町営住宅の修繕というか、全体的に傷んでるので、建て直し等をということを書いてきたんですけど、そういうものの計画とか何かあるかどうかとか、その辺も合わせてご説明いただければと思います。よろしく願います。

○議長（高橋 邦男君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6 番、大澤議員の 1 点目の質問と 2 点目の質問にお答えさせていただきます。

まず 16 ページの住民基本台帳費の使用料及び賃借料の関係で、自衛隊の募集のブースとこの使用料 2,000 円についてなんですけど、これにつきましては、ちょうど 8 月号の広報にも載っておりますが、先日、町の自衛官募集相談員、奥多摩町では澤本議員さんに当たりますけども、自衛官募集相談員の委嘱式が町で行われまして、この委嘱に関しましては、奥多摩町長と自衛隊東京地方協力本部長の連名で委嘱されているものでございますが、その際の懇談の際に、ぜひ募集 PR、それを町の人が集まるような催事でできればというお話がありまして、今まで奥多摩はやっていなかったんですけど、結構な自治体が行っていて、西多摩うち以外は全部がいろんな産業祭とか、そういうところでやっているということもお聞きしまして、やる方向で考えることにしたんですけど、その際に、当然、費用の件なんかもお聞きしたんですけど、来て開催する中身につきましては予算があるということ、自衛隊のほうで用意するということがあったんですけど、出展料に当たる部分の予算は取れないということで、町のほうで今回乗せさせてもらったんですけど、ほかの自治体につきましても免除しているのか、うちみたいに主管課で予算を取っているのか、その辺は全部把握していないんですけど、町といたしましては、相談員の関係もあり、一番は大雨の災害時のときにいろいろお世話になってまして記憶に新しいんですけど、古里小学校等で断水の際に、お風呂に 1 週間入れた感謝の気持ちなんかを町民たちも非常に言っていましたので、その辺のことも踏まえまして出展のほうをしてもいいのかなというふうに思いました。

また、個人的にはブース使用料も直接自衛隊のほうで、町のほうに払うべきかなというところをちょっと思いますけども、そういう予算がないということと、また、毎年なんですけど、その募集事務に関しまして自衛隊のほうから補助金といいますか、交付金が 6 万円

前後の範囲でもらえるんですね。それは広報に掲載したり、ほかのいろんなPRをしたことに対して請求できるんですが、その中に出展料といいますが、PRとか募集に関することなんで、事務費としていただける範囲じゃないのかなと思ひまして、一度町から出す形ですけども、予算計上させてもらった次第です。

また、次の17ページの同じく、こちらは税番号制度のほうなんですけど、ふれあいまつりの受付のブースです。これにつきましては、今、大澤議員からは、町からつくれつくれということを町民が言ったということは聞きましたが、うちのほうのスタンスとしては、あくまでも希望者がつくるものという認識ですので、つくりたいのにつくれな、行けない人のために休日、夜間、また、こういうふれあいまつりでもそういう場所を設けることだけで、積極的に持っていない人はつくりなさいよということでやっている認識は一つもございません。

また、前回のふれあいまつりでも、ふだん来られない人は結構喜ばれたところもありますので、今回もふれあいまつりでも受付をしたいと考えております。

また、先程その際に大澤議員も言われましたけども、いろんな問題に関してのご質問とか、不安を払拭するとか、そういうところも相談も含めましてブースを出したらいいのかなと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。項 04 住宅費の目 01 住宅管理費、事業（02）町営・公営住宅管理費の修繕費の内容ということでご質問をいただいたと認識してございます。

500万円の修繕費ということなんですけど、この内訳につきましては、空家修繕4件で400万円、それから一般修繕で100万円、合計500万円の補正を今回させていただくというものでございます。

空家修繕の内訳ですが、先程ちょっとお話しさせていただいたんですが、公営日向住宅が2件、公営栃久保住宅1件、町営栃久保第2住宅1件の計4件ということで、今後、空家修繕を図ってまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

それから、関連で、栃久保の公営住宅の今後の計画はということでお話をいただきました。公営栃久保住宅につきましては、これまでも数名の方に一般質問もいただいているというところではございますが、過去に設定しました町・公営住宅の長寿命化修繕計画の中におきましては、建物の老朽化がかなり進んでいるということから、修繕対応ではなくて、建て替えが望ましいという判断をいただいているところではございます。これに向けて実現化する計画を今後進めていきたいと考えているところなんですけど、今現在入居されている

方、ほぼ満室状態というところで、建物を壊して造り直すに当たっては、今住まわれている方に一時的に避難いただく住宅が必要になってくるというところで、現在、栃久保地内においてその用地の確保に努めているというところがございます。具体的には近隣の空いている土地の地権者の方にコミュニケーションを今図っておりまして、何とかご協力いただけないかということで取り組んでいるというところがございます。

いずれにしてもこの土地の問題がある程度見えてこない、次のステップであります建て替え計画に具体的に進んでいくことができませんので、取り急ぎ用地の確保を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございます。公営栃久保住宅については、何年も前から同じご答弁で、代替りの土地を探しているというご答弁でしたので、入っている方も高齢で亡くなってしまふかもしれないので、なるべく早くお願いいたします。

マイナンバーと自衛隊のほうについては、理解はできない部分もあるんですけど、理解します。町の立場もあるでしょうから。ぜひ苦情なんかも聞いてください。

それと27ページの款06農林水産業費の(02)農作物有害鳥獣対策事業費の獣害システム導入費、新しく都の事業というか、計画を試験的にやってみるということだったんですが、もう少し詳しくお聞かせいただければと。スマホを使ってやるということなんですが、町民がそれを聞いて、実際やってみられるような説明をいただけるとありがたいです。よろしく申し上げます。非常に期待しておりますので。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 6番、大澤議員からのご質問にお答えいたします。

27ページの款06農林水産業費、事業(02)農作物有害鳥獣対策事業費の獣害システムのもう少し詳しい内容ということでございます。先程導入の部分で、東京都のデジタルサービス局が主催するイベントに町の課題を出して、それに基づいてシビックテックという形で課題解決に向けたオープンソースソフトウェアを活用したシステムをつくっていただいたという状況でございます。

先程具体的にLINEのアプリを活用しということでお話をさせていただきました。こちらにつきましては、まず実際に実用可能なかどうかということを含めて、今回先程ご説明させていただいたとおり試験的にちょっと導入する形になりますけれども、操作のほうは非常に簡単なつくりになっておりまして、LINEのほうに友達登録というところをしていただくと、獣害被害の報告というところがありますので、そこを押すと、どのよう

な動物の被害を受けましたかというところで、その中にイノシシ、鹿、猿だとかそういった部分が出てくるので、文字の入力は一切せずに選択をして、どんどん進んでいくような状況の設計になっています。その獣種の選択をした後に携帯のほうの位置情報というのがあるので、そちらで位置情報を許可していただいている方であれば地図が出てきて、その今いらっしゃる場所が地図上にチェックがつくという状況です。写真をお持ちでしたらお送りくださいという次にアナウンスがでて、猿だとか鹿とかが出てたりとか、畑の被害の写真を撮られている方であれば、写真を選んで送信するというようなところでご報告ありがとうございますというような形で、文字の入力は特にせずに終わっていくと。その後、その対象地区で登録された方に対して、何日の何時何分現在に獣害があったと、お気をつけくださいとか登録者には注意のLINEの通知が届くというようなシステムになっております。

町のほうについては、入れていただいたデータが集約化されて大きな地図に、何日にどういう被害があったということで、出没状況の地図上に見える化されて表示されるというような状況と、データが集積できるというところで、地図を見た段階で最近この地区に猿がいっぱい出ているというようなどころが見えますので、そういった部分で先行して、例えばですけど、明日、猟友会の方に見回りに行っていただこうとか、余りひどいようでしたら地域の皆様に注意喚起を行うというようなことで、先手の対策が打てるというようなシステムになっておりますので、まずはちょっと活用してみて、それが実際に効果があるものなのかどうかということで今回は試験的に導入するというものでございます。

いきなり住民の方全てにオープンにするというよりは、町のほうで山葵栽培組合の方だとか、治助芋の栽培協力者だとか、あと農作物の被害調査というのを毎年やっておりまして、畑をやられている方に対して調査を行っておりますので、そういった方たちを農林水産係のほうで把握をしておりますので、まずはそういった方にご協力をいただいて、実際には試験的に試してみたい。もし実用可能であればオープンにしていきたいなどは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

ページで言いますと35ページでございます。款08 土木費、項04 住宅費、目02 住宅建設費の節14 工事請負費の子育て応援住宅建設事業費なんですけれども、これ小丹波のゼブンイレブンの裏のほうの子育て応援住宅の建設は、すみません、確認なんですけど、駄目

になったということよろしいですか。

○議長（高橋 邦男君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。ページは35ページの事業（01）の節14工事請負費、子育て応援住宅用地造成等工事でございますけれども、先程説明の中で、小丹波の南の原のセブンイレブンの裏の土地でございますけれども、今年度工事をはじめめる段階で地盤がよくないということから、今年度については造成をここで補正させていただいて行って、建築については次年度以降ということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） ありがとうございます。それでは、地盤を整備する工事をするということで、ここに子育て応援住宅を造るということは変化ないわけですね。分かりました。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第43号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第43号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第2 議案第43号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号の質疑を行います。質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数が8ページ、款01総務費、目02事業費、事業名が（01）事業費の説明欄、体験教室指導委託増で100万円増額になっておりますが、先日、ドローン教室のほうを体験させていただいてとても楽しかったんですけども、今後どのような体験教室を考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（高橋 邦男君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 森田議員の質問に対しましてお答えさせていただきますと存じます。

体験教室の費用ということでございますけれども、こちらにつきましては、先日はドローンの体験教室ということでお越しいただきましてありがとうございます。通常1泊2日で行っている事業を今回は1日の日帰りという形で行っております。

こういった事業を決定するに至りましては、長年培ってきたノウハウ等々、これを皆様のご意見を反映して翌年度の事業計画、まさに今作成に入っているところでございますけれども、これまでも奥多摩町で行われております新たなアクティビティ、川下りであったりとか、ラフティング、それからキャニオニング等々、非常に多くの希望が集まってまいります。これを奥多摩都民の森といたしまして1泊2日の事業計画が主となるんですけれども、どのようなお客様の層に対して、それから、どのような時期にこれらを展開するというので、より奥多摩を深く知っていただき、奥多摩のファン層を拡大していきたいというのがメインで検討しております。

これまでも新しい事業者さんが奥多摩に参入しますと、今現在人気のあるのはサイクリングであったりとか、キャニオニング等もそうなんですけれども、非常に根強いファン層が昭和の時代の第1期から現在3期、4期とも言われますけれども、登山ブームの再到来ということで、特に女性の登山客が増えております。こういった中で、女性を中心に特化した登山であったりとか、それから冬の登山、これははじめての方がなかなか手を挙げにくい部分もございます。そういったところに熟練のインストラクターが同行することで楽しんでいただける、かつ安全に奥多摩を見ていただける、ファンになっていただけるというところを目指しまして、常に新しい事業を取り組んでまいるとともに、過去に長い歴史を刻んでおります人気のあるものも継続していこうということで、コロナ禍の後、なかなかお客様の回復がない中、大分ここで回復が見られてまいりました。特に8月の運営を見ますと、通常のイベントではなくて、学生ですとか、企業の利用が非常に増えてまいりましたので、そういったものに特化できるんじゃないかぐらい層が変わってきております。これからの計画もそういった層に合わせて新しいアクティビティを導入してまいりたいというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○2番（森田 紀子君） どうもありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

8ページの備品購入で300万、ペレット製造機用という話だったと思うんですけど、今、ペレットは当然つくっていませんよね、どこでもね。ただし、材木がいっぱい集めていますよね。材木を集めようとしていますよね。材木を。そういうものがここで使えないのかどうか。そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（高橋 邦男君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 8番、小峰議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思います。

ペレット製造機、これは備品費という形で上程しておりますけれども、現在、事業から排出される木材というものが先程ご案内いたしました体験の森の間伐体験で発生する材料、それから、山のふるさと村のクラフト体験事業では、購入した平板等の木材を削る作業がございまして、これから発生する木材量が年量で2tを超えてくるような大きな量がございします。

こういったものを現在使用しているホワイトペレットと言われる木の中心部で形成される白い材質の非常にいいペレットを製造するといった材料に適しておりますので、これらを中心に製造したいということでございますけれども、木質チップ等を更に粉碎することで、表皮を活用したバークの部分も木質ペレットになるということで、これも併せて生産をしたいと思っています。

現在、奥多摩都民の森と山のふるさと村、双方がペレットを燃料として使用しておりますけれども、現行の施設から排出される木材等ですと、なかなか1年分の利用に満たない部分もありますので、実施に合わせまして余裕を見ながら、町内から発生する材料も受け止めていければいいなというふうに考えておりますけれども、何分はじめての試みでございますので、どこまで実施がかなうのか、これから様子を見ながら生産量を上げていけるように、まずは初歩の努力を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終結します。

次に、議案第44号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第44号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号の質疑を行います。質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数4ページ、款01総務費、目01利用管理費の中で、説明の06修繕費で350万計上されておりまして、先程のご説明で、売店とトイレを修繕なさるということで、見せていただいたんですけども、トイレがやはり和式でちょっと汚い感じで、トイレを替えていただけてありがたいなと思っています。

それであと売店なんですけど、どのような感じで替えられるのか、コンセプト等お聞かせいただけたら幸いです。

○議長（高橋 邦男君） 自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（神山 正明君） 2番、森田議員さんのご質問に回答させていただきますと存じます。

款01、項02、節10の需用費でございますけれども、こちら今現在お話をいただきました修繕費の350万円に関しましては、おっしゃるように、全てまだ改修が整っておりませんが、給排水の設備の中で、特に和式トイレがまだ残っている部分がございますので、こちらを解消したいということと、あと、お子様にも使いやすいタイプのトイレを導入できないかというところで今、検討を進めているところでございます。

それから、2点目の売店に関する項目でございますけれども、売店業務というのは、クラフトセンターにあります自販機と、それから、キャンプ場ブースにあります自販機、それから、やはりこれはお客様のニーズに合わせて商品をそろえております小さな売店がございます。こちらの消耗品に計上させていただいた部分なんですけれども、これは従来、小河内振興財団というところで売店の維持管理をお願いしておったんですけども、ここで経営の方法を若干改めまして、実際に町の予算から物を発注して、予算の中で管理をしていくという経営の方法が変更になるための予算の要求でございまして、売店自体の形状が変わる等々ではなく、営業の方法が若干変わるということでご理解いただけたらと存じます。

以上でございます。

○2番(森田 紀子君) ありがとうございます。

○議長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第45号の質疑を終結します。

次に、議案第45号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第45号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号の質疑を終結します。

次に、議案第46号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第46号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終結します。

次に、議案第47号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第47号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第47号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号の質疑を行います。質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番(相田恵美子君) 3番、相田です。

11 ページ、款03 地域支援事業費、項01 介護予防・日常生活支援総合事業費、事業費の(02) 一般介護予防事業費、節12 委託料の説明の01 委託料、介護予防デイサービス事業委託増のところなんですけど、これが10月からグリーンウッドのほうに委託されるというふうなご説明があったんですけども、なぜそういうふうになったのか。ご説明いただけたらと思います。

○議長(高橋 邦男君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(大串 清文君) 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。

11 ページ、(02) 一般介護予防事業費、委託料の介護予防デイサービス事業委託料増で、私の説明から、10月から「森の時計」を運営されております法人グリーンウッドに委託というところがございますが、現状、この4月から9月までの間は直営で、町の会計年度任用職員によりましてデイサービスを実施しているところがございます。こちらは前年度までは小河内地域の方々を中心に、山のふるさと村でデイサービスを行ってございましたけれども、利用者の方の高年齢化等、転倒のリスク等々も考えまして、利用者の皆様のご理解をいただき、グリーンウッドにつきましてもご理解をいただいて、4月から直営で実施をしていたところがございますが、ほかの曜日については、これまでも介護予防のデイサービスということで社会福祉法人グリーンウッドに委託をしておりますので、ほかの曜日と合わせてこの木曜日についても一体的に委託という形で運営いただくよう、福祉保健課としては今、準備を進めているところがございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○3番(相田恵美子君) ありがとうございます。

○議長(高橋 邦男君) マイクの電源、発言してないときは切ってください。

ほかに質疑ありませんか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

今の同じページなんですけど、地域支援事業費のところ、任意事業費になるのかな、配食サービスが一般の方も利用可能にということだったんですが、ここも少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 6番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

同じ11ページ、(01)介護予防・生活支援サービス事業費、委託料において配食サービス事業委託を行っているところでございますが、こちら配食サービスにつきましては、利用される高齢者の状態に応じて、要介護の方については町の特別給付というような形、もしくは要介護状態の手前でありますと、介護予防のチェックリストに応じて介護予防事業において、この委託事業につきましても、その状態に応じての利用者の増ということで、現時点、月曜日、水曜日、金曜日、毎週3日を実施している状況でございますが、日数の増という形ではなくて、その区分に応じた利用者さんが増になるということでご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 今の質問に関連して12ページの、そうすると任意事業費の中の委託料で、一般高齢者配食サービスというのはどのような位置づけになるかと思ってお伺いします。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 7番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

先程の6番、大澤議員の配食サービスに関連いたしまして、先程の大澤議員のご質問のところはチェックリストに関わる部分でございますけれども、今、7番、澤本議員からのご質問の12ページの任意事業につきましては、チェックリストに該当されない方の一般高齢者の配食サービスになりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

今の質問に付随してなんですけども、一般の高齢者の配食サービス、とても人気で、結構使いたいなというときに使えなかったとか、あと、私も経験があるんですけど、障害のあるひとり暮らしの方に配食サービス使いたいなというときに、やっぱり7人待ちとかそういうことがあったので、今どれぐらいの待機されている方がいらっしゃるか、ざっくり

でいいので、教えていただけたらと思います。

○議長（高橋 邦男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり配食サービス、利用希望が多うございまして、町として事業をお願いしているのは社会福祉協議会の在宅サービスセンターの配食事業でございますけれども、こちら定員 65 名に対しまして、今、約 10 名の方に待機をいただいている状況でございます。

福祉保健課といたしましても必要なときに、議員ご指摘のように待機というような状況がございますので、コロナ前は、町内 4 特養、介護老人福祉施設において近隣の地域の配食サービスを自主的に実施いただいている状況がございましたが、コロナ禍において規模縮小、ようやく再開というようなところもありますけれども、依然として 5 類移行にはなつたとしても感染力の高いコロナということで、施設においてはなかなかコロナ前に戻すのが難しい、もしくは配食の配り手がいればというような状況がありますので、その配り手の確保も含めて町として今、検討を進めている状況でございます。

一方で、全くの民間になりますけれども、生協のほうで冷凍食品で配食されている、もしくは冷蔵のものをレンジで温めるものも配食がございますので、そういった部分のご案内であったり、更には民間の方のご協力ということで、小河内地域においては、試行的に山のふるさと村のレストランさんのほうでお弁当をつくっていただいて、週 1 回になろうかと思っておりますけれども、ただ、やはり配り手がということで、そこはボランティアという形で、万一のためのボランティア保険に入らせていただいてお配りいただいたりというような形で、民間事業者等も含めて全町でどういった形で配食サービスを整えていくのか、在宅の配食も月水金の週 3 日のみですので、食事を考えますと、毎日のことでございますので、その辺りどういった形で町として対応していくのか、今現在、第 9 期の介護保険事業計画は運営協議会において協議を重ねておりますので、そういった中でも委員の皆様の意見を伺いながら、配食サービスが充実できるように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 48 号の質疑を終結します。

次に、議案第 48 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第48号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号の質疑を行います。質疑ありませんか。9番、石田芳英議員。

○9番(石田 芳英君) 9番、石田でございます。

下水道事業特別会計について、個別じゃないんですけど、全体的にちょっとお伺いしたいんですけども、昨日、議案第35号で奥多摩町下水道事業の設置等に関する条例が可決というか、決まりましたけれども、公営企業会計に移行する場合、どのようなスケジュールやフレームワークで移行されるのかというのをお聞きしたいのと、あと下水道会計の財産とか債務もあろうかと思うんですけども、そういうものも移行すると思うんですけども、どのくらいあるとか、どのようにされるかというのを概略的にお聞きしたいと思います。

○議長(高橋 邦男君) 環境担当主幹。

○環境担当主幹(原島 保君) 9番、石田議員のご質問にお答えいたします。

こちらの補正とは少し関係ないような内容かと思っておりますけれども、昨日の企業会計の移行というところのお話かと思っております。移行につきましては、今現在、公営企業会計移行事務委託というところで、業者のほうと移行事務のほうは進めているところでございます。それに基づきまして、財産等も今あるポンプ場の財産、小河内浄化センターのいろんな財産がございますので、そちらのほうも財産の調査をしております、そちらで来年度、移行するときに反映するといったような流れでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。9番、石田芳英議員、なお、補正予算に関する質問をお願いします。

○9番(石田 芳英君) そうすると、いいです。

○議長(高橋 邦男君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号の質疑を終結します。

次に、議案第 49 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 49 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 49 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号の質疑を終結します。

次に、議案第 50 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 邦男君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 50 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋 邦男君) 起立多数であります。よって、議案第 50 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 51 号 小学校電子黒板購入契約についてを議題とします。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) タブレット端末議案第 51 号の 1 ページをご覧ください。議案第 51 号 小学校電子黒板購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 700 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

- 1、契約の目的は、小学校電子黒板購入でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
- 3、契約の金額は、827 万 2,000 円でございます。

4、契約の相手方は、東京都立川市富士見町4丁目15番8号鈴木第一ビル、株式会社ライオン事務器IT事業部、IT事業部長、並木稔氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る7月27日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、9月6日が本契約となります。

事業概要につきましては担当課長よりご説明させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） それでは、議案第51号 電子黒板購入仕様書につきましてご説明させていただきます。タブレットの3枚目をお開きください。

小学校電子黒板購入仕様書。

設置場所は、奥多摩町小丹波75番地、古里小学校、奥多摩町氷川278番地、氷川小学校。設置機種は、後程ご説明します。

納入期限につきましては、令和6年1月31日まででございます。

電子黒板の設置及び撤去でございますが、設置台数は16台。古里小学校では、2階教室に3台、3階教室に3台、算数教室に1台、音楽室に1台。氷川小学校では、2階教室に2台、3階教室に4台、算数教室に1台、音楽室に1台でございます。各校1年生から6年生の教室に各1台、算数の授業は、子どもの習熟度に合わせましてクラスを基礎コースと発展コースと2つに分けて今現在授業を行っております。その関係で算数教室に1台、また、音楽教室に1台設置いたします。

既存のテレビ、付随するスタンドは撤去いたします。

5ページをお開きください。設置機種につきましては、75型の電子黒板でございます。

画面の大きさにつきましては、およそ幅が1.7m、高さが1m、現在学校で使われている黒板がおよそ幅が3.6m、高さが1.2mということで、黒板の半分ぐらいの大きさの電子黒板になります。明るい場所でも見えやすく、教室を暗くする必要等ございません。そのまま使用できます。

テレビスタンドは昇降ができ、高さが自由に調整できるものでございます。

電子黒板の主な機能につきましては、パソコンやタブレットの画面に表示した写真や資料などをそのまま写し出すことができます。拡大や縮小もその場で簡単に行うことができます。そのような表示機能がまずございます。

児童や先生のタブレットの映像を電子黒板へ無線で簡単に映し出すことができ、児童の発表などもスムーズに行うことができます。

次に、画面に表示された写真や資料の上に専用のペンや指を使用して自由に文字や図形を書き込んだり、マーカーで色づけをしたり、削除も自由にできます。そのような書き込み機能がございます。

次に、電子黒板上に書き込んだ板書の内容を保存できる保存機能がございます。保存機能を利用して、次回の授業で前の内容を呼出して続きからはじめることなど、利点があります。

電子黒板を活用することで児童に対しましては、視覚的に理解を深めやすく、また、教員に対しましては、板書業務の効率化や負担軽減に繋がるなど、多くのメリットがございます。

以上で、議案第 51 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 51 号の質疑を行います。質疑ありませんか。12 番、原島幸次議員。

○12 番（原島 幸次君） 12 番、原島です。

2 点ばかりお聞きしたいんですが、第 1 点は、西多摩の小学校ではほかではどうなのか。或いはもう使っていれば、その状況はどうなのか。その辺教えていただければありがたいなど。

もう一点は、入札の結果なんですが、750 万と 1,400 万、倍の違いがあるんですね。この辺の違いがどうなのか。例えば大手のコクヨなんかも入って 3 社か 4 社入れば、大体値段が分かるんですが、2 社しか入ってないで 750 万のほうを選択したと。その選択した理由。何で 2 社しか来なかったのか。それから、何でこれだけの大きな開きがあるのか。その辺お聞きできればありがたいなど。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 12 番、原島議員の質問にお答えします。

1 点目の西多摩の状況でございますが、申し訳ありません、手元に資料がございませんので、後程回答させていただきます。

○議長（高橋 邦男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 12 番、原島議員さんからの 2 点目の質問に対してお答

え申し上げます。

入札の結果状況についてということでございます。議案の次に添付してございます入札調書につきましては2社ということでございますが、こちらにつきましては当日、会場に来て札を入れた業者を載せているという状況でございます。事前に指名段階では、全部で5社指名をしておりました。このほかにリコージャパン、大塚商会、内田洋行、こういったところも指名をしていたんですが、事前に辞退届があったということで、当日2社の競争入札になったということがまず1点でございます。

それから、金額面のお話いただいています。2倍近い金額の差があるということでございますけれども、こちらにつきましては、仕様書のほうでも標準的な電子黒板のスペックといったところをお示ししている中で、これはちょっとこちらでは想定ということしかできないんですけども、供給する際のいろいろな手間賃とかそういった部分でこういった差が開いているのではないかというふうに思っております。

なお、入札でございますので、予定価格を下回って一番低い価格のもの、なおかつものもしっかりしたものが導入できるということであれば、そこが落札業者ということになりますので、各種の法令に従ってこちらのほうは執行しておりますことを申し添えます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、午後3時20分から再開いたします。

午後3時03分休憩

午後3時20分再開

○議長（高橋 邦男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁漏れから説明のほう開始します。教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 先ほどの12番、原島議員さんからの質問にお答えいたします。

西多摩の電子黒板の導入状況ですけども、青梅市、檜原村は全校に配置しております。福生、瑞穂におきましては一部各校に数台入っているような状況です。羽村、あきる野、日の出町は導入しておりません。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。12番、原島幸次議員。

○12番（原島 幸次君） 今の再質問で、大変恐縮でございますが、青梅だとか、檜原だとか、福生、瑞穂の一部が入っているということなんですが、この機種、ライオンさんの立川IT事業部ですので、近隣の市町村にはかなり入れているのかなと思います。

その機種についてなんですが、この機種でほかの市町村で入れている機種と変わらないのかどうなのか。余りレベルが低いと、奥多摩だけレベルが低くてかわいそうだなというようなこともありますので、高いものですが、ほかの市町村では同じようなくらいの入れているのかどうか。その事務機器が余り劣っていたんでは奥多摩だけかわいそうかなということで質問させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 12番、原島議員さんの質問にお答えいたします。

今回導入いたします電子黒板につきましては、スペックはかなり高いものを要求しております。粗悪な国外産を排除して、仕様書に書かれているとおり国内メーカーの製品をまず使っております。スペック的にもかなり高いもので、このメーカーにおきましても一番いい内容のものを使っております。したがって、ほかに引けは取らない、むしろいいような製品を使っております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

私からは、3点質問させていただきます。

まずスタンドの部分で、例えば地震が起きたときにスタンドとこの電子黒板の接合部、または、仕様書を拝見させていただくと、下のキャスター2か所だけストッパーがついているということで、地震のときにテレビが凶器になるという話を聞いたことがありまして、結構な重さ、50kg近い黒板ですので、前列の子どもたちが下敷きになってしまったら大変なので、震度幾つまでこのキャスターが耐えられるのか。また、安全性があるのかをお伺いしたいことと、あと、このような電子機器は保守点検などのメンテ料がかかると思うんですが、それは今後どうなるのかと、あとこのテレビ自体の内臓は何テラぐらいまで入るのか。ちょっと仕様書のほうに書いてなかったんで。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 2番、森田議員の質問にお答えします。

1点目のスタンドについては、こちらの地震どのぐらいに耐えられるかとか、その辺仕様書にはちょっと書いてありませんので、申し訳ありません。手持ちにございません。スタンドにつきましては、児童が足を引っかけないとか、そういう配慮はされているものとなっております。ストッパーも2か所ということですけども、こちらも2か所で問題ないと考えております。

2点目の保守点検につきましては、現在のところ考えておりません。ものも丈夫なものですので、保守点検等のものは考えておりません。

3点目の内部のハードディスクという話だと思いますけども、こちらのほうパソコンとかタブレットと連動しておりますので、基本的にはタブレットとか、パソコン、その画面を直接映し出して見るような形、また、保存先もそちらと考えておりますので、特にそのところは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） ありがとうございます。保守点検などは考えてないということなんですが、多分こういう機器はバージョンアップとかすると思うんですけど、その際は、このライオンさんに来ていただいて、もしくはバグってしまったとかそういうときはこちらで直してくださるのでしょうか。

あと、地震についてなんですけど、通常は平気だと思うんですけども、その辺りは、例えばライオンさんのほうで資料を持っていたら、聞いていただけたらと思うんですけど。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 2番、森田議員の質問にお答えします。

バージョンアップ等、電子黒板は特にないと。あるとしても今、LANとか無線の通信につながっていますので、そちらのほうから行える形になっておりますので、大丈夫です。

2点目の地震の関係は、ライオン事務器さんのほうに確認してみます。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

このテレビ導入は、新学期から使う形になるのでしょうかね。導入された時点で入れていっちゃうのかという1点と、それと現在、いろんな形でテレビが各教室に入っていると思うんですけど、俺が古い人間なんで、そういうテレビ、まだ使えるものであればもった

いないから、今あるテレビなどをほかに回すとか、何かそういう手間が大変だから処分しちゃうってことであれば、それでも構わないんですけども、使えるのであればほかに回すということも頭の隅っこにあるのかなと思ったんで、ちょっとお伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 10 番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の使用時期ですけれども、学校のほうに1月末までの納品となっていますので、それ以後、順次使っていきたいと思っております。

2 点目の今、既存にあるテレビの関係ですけれども、学校のほうにも今のテレビの必要性を聞きましたところ、電子黒板のほうに切り替えるのに、各教室入っていますので、そちらに切り替えていいということなので、学校のほうでは使用目的が余りないので、今回は撤去という形で対応しております。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。10 番、宮野亨議員。

○10 番（宮野 亨君） すみません、撤去しちゃうんだね。昔のものだからもったいない気がして。撤去費用はかなりかかるのかなと思ったりも。それも込みで予算組んだのかなと思いますけれども、ちょっと感想的なことを言わせていただきました。答弁要らないです。ありがとうございました。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

非常に最先端のものをどんどん奥多摩は入れてくれてありがたいと思う反面、先生方がこれを使いこなすのが大変かなとも思います。先生方のご希望を伺ったのか、ご意見を伺ったのかと、あと先生方に十分使えるように研修、私たちがタブレットを入れるときに数時間ですけど、研修を受けましたが、そういう研修の予定もあるのかどうか、お伺いします。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 6 番、大澤議員の質問にお答えいたします。

1 点目、先生方からの要望ということですが、ICTの委員会等がございます。そこでは一部話が出ておりました。また、先生方のICT機器の活用ですけれども、奥多摩は、iPadの導入は平成27年だったと思うんですけど、27年度から使っておりまして、他の町村に比べましてぬきんで先生方が機器を使える状況です。どこの市町村の学校に聞

きましても奥多摩は、やり方はまるで違うという形で言われております。なので、学校のほうでは電子黒板のほうを導入すればスムーズに使えると思っております。

今、学校のほうでは大型のテレビのほうに、今と同じようないろんな情報を画面に出しておりますけども、今そこに書き込むことはできません。なので、映像として出して内容は黒板に書くような状況ですけども、場合によっては、先生によってはサララップみたいなのを上に貼って、その上からマジックで書いているような先生もいるような状況です。また、今回の電子黒板の横に手軽なスイッチとかもついているような状況で、そのスイッチを押せばペンが書けるとか、消すとかそういうボタンもついているものになっていますので、スムーズに使えると思います。今のような状況で、簡単なものになっていますので、研修のほうは考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

余計なことですけど、テレビ倒れそうだったら引っ張っておいて、ひもで後ろにね。黒板のほうへひもで引っ張っていけばいい。みんなうちでやってない。

それとちょっと余計なこと気がついたんですけど、中学校では導入するつもりはないですか。

○議長（高橋 邦男君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 8番、小峰議員の質問にお答えします。

中学校のほう、画面ではないんですけども、プロジェクターで映せるような電子黒板を普通教室に入れております。

○8番（小峰 陽一君） 全教室だね。

○教育課長（清水 俊雄君） 普通教室。

○8番（小峰 陽一君） それで中学校は十分ってことね。

○教育課長（清水 俊雄君） 十分です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

確認なんですけど、現在ある黒板は撤去するというお話でしたね。そういうご説明だったと思うんですけど。撤去しない。そのまま黒板は黒板で、チョークを使う黒板はそのまま置いてあると、置くということですね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋 邦男君） 教育長。

○教育長（野崎喜久美君） 3番、相田議員のご質問にお答えいたします。

黒板を撤去するという事は、今のところ、これからまだ数年ないと思います。それは、子どもたちのノート指導、それから、ノートにきちっと書いていくということに関しては、まだ日本の文部科学省では大切にしておりますし、やはり書き順、いろんなところも含めてノート指導のほうは、目当てを書いたりとかいうところで大切にしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。町長。

○町長（師岡 伸公君） 安全対策のお話もいっぱい出まして、先日も防災訓練の日に防災士の方からいろいろお話を伺って、ご質問の心配の点、多々あると思います。

ただ、それはやっぱり現場で指揮をする職員がしっかりと、先ほど小峰議員がおっしゃったように、すべきことをしていくという、それを教育委員会なり教育課がしっかりとチェックする、これが肝要ではないかと私は思っております。

それからもう一つ、現場の意見を聞いているんなものを導入する、しない。これも、今、課長からも説明あったとおり、そういうプロセスを踏むべきだと思いますが、では現場が要らないから何も要らないのかと、そういうふうな結論というのが一番怖いわけですね。やっぱり子どもたちにとって何が必要なのかを考えるのが我々の仕事ですから、それで逆に、今の子どもはこういう機器をすぐに習得して、先生、どうだよということを言える子どもたちなんで、そういうことも考えながら、これから奥多摩の教育を進めたいというふうに私は思っています。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第51号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第51号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第51号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第51号については、原案の

とおりの可決されました。

次に、日程第 11 議案第 52 号 もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約についてを議題とします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） タブレット端末議案第 52 号の 1 ページをご覧ください。議案第 52 号 もえぎの湯大浴場等改修工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、もえぎの湯大浴場等改修工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、9,460 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間藤樹氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る 8 月 29 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、9 月 6 日が本契約となります。

工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 52 号の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。タブレットの 3 ページをお開きください。工事概要でございます。

工事件名は、もえぎの湯大浴場等改修工事でございます。

工事場所は、奥多摩町氷川 119 番地 1 でございます。

工期につきましては、令和 6 年 3 月 22 日まででございます。

もえぎの湯につきましては、平成 10 年 7 月 18 日の営業開始より 25 年が経過し、建物各所に劣化や機器の不調などが発生しており、施設運営に支障が生じていたことから、令和 3 年度に建物調査委託を実施し、施設の改修を計画しており、今回の工事は、当該計画に基づくものとなります。

なお、改修につきましては、令和 5 年度と令和 6 年度の 2 か年での実施を予定しており

ます。

それでは、工事の概要をご説明いたします。

施設改修工事といたしまして、建築、電気設備、機械設備の改修を行うもので、改修箇所といたしましては、大浴場、更衣室、休憩室、階段室、露天風呂の内装全般の改修となり、資料に記載の内容で改修を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。大浴場や更衣室のある1階の改修後の平面図でございます。赤く着色した箇所が今回改修する主な箇所となります。

まず、大浴場の改修でございますが、壁、床、天井、浴槽、照明の改修を行うものですが、大浴場の洗い場パーテーションの新設、水洗シャワー及び鏡の交換と高さ調整を行います。また、パーテーションの新設に伴い、浴槽の奥行きを2 m50 c mから2 m30 c mへ変更するとともに、バブル・ジェット機能は廃止、撤去いたします。

次に、更衣室の改修ですが、壁、床、天井、ロッカー、照明、空調、洗面及びトイレの改修を行うものですが、洗面につきましては、既存の用具入れを撤去し、2か所から3か所へ増やします。また、新たに大浴場への入り口へ風除室を設置いたします。

休憩室につきましては、壁、床、天井、収納庫、照明、空調の改修を予定しております。

次のページをお願いいたします。露天風呂の改修後の平面図となります。露天風呂につきましては、浴槽、木製間仕切り壁、あずまや、丸太柱、照明の改修を行うものですが、露天風呂の床につきましては、既存の玉石張りを撤去の上、床面を3センチかさ上げし、天然石乱貼りいたします。また新たに踏み込み階段を設置いたします。木製間仕切り壁は既存撤去の上、新設し、あずまや、丸太柱は、腐食部分を切除し、継ぎ柱の上、銅板巻をいたします。

以上で、議案第52号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第52号の質疑を行います。質疑ありませんか。5番、木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

今回のこの改修工事はいいと思うんですけど、これ以外の機械設備ですとか、ボイラーとか、そういうものについては今回は対象外という形ですか。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、木村議員からのご質問にお答えいたします。

今回は、ご説明いたしましたとおり内装の工事ということで、機械設備等につきましては既に令和3年度、4年度で先行して、不具合が非常に発生しているということで、改修工事だとか、機器の取替えの工事等をさせていただいておりますので、令和5年、令和6年度につきましては、機械設備、附属する設備については改修がございますが、大きな設備等についての改修は既に終わっているということでございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

25年前の総工費は幾らだったですかね。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、小峰議員からのご質問にお答えをいたします。

25年前のもえぎの湯の総工費ということでご質問をいただいております。平成元年度からこのもえぎ野の湯の建設の計画がございまして、平成10年度まで検討を重ね、工事の着手、完了をしているところでございます。

25年前の金額ではございませんが、平成元年から平成10年までの温泉施設建設への投資額ということで、当時の事務報告に掲載がございましたが、総額で投資額といたしましては9億7,532万1,832円という当時の事務報告の報告がございまして。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。12番、原島幸次議員。

○12番（原島 幸次君） 原島です。

1点お聞きしたいんですが、当初できた頃はチップを一緒に入れて石油、灯油とそれからチップで半分半分でお湯を沸かしたと思うんですが、今はもうチップはやっていない、チップの機械なんかはどうされているのか。もう修理はやっていないでしょうけど、その後既存の建物の中に組み込まれちゃっているのか、その辺ちょっとお聞きして、また現状そういうチップでやる見込みはないのかどうか。お願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 12番、原島議員さんからのご質問にお答えいたします。

建設当時は灯油のみでございましたが、平成22年、23年頃にチップボイラーの導入を行いまして、木質資源の循環システムという計画を構築いたしまして、間伐材の利活用をするということで、東京都農林水産振興財団の運営するチップ工場に間伐材を入れて、町の間伐材だけではとても賄いきれなかったんですが、東京都さんの花粉症対策事業等で出た材を活用させていただいて、チップ工場から出たチップでボイラーを使っていたという

経緯はございます。

度々この議会でも、この木材の買取り事業、またチップ工場、現状、農林水産振興財団事業撤退を行いまして、チップ化ができない状況ということで、町としては木材の買取りと地域通貨の活用という部分のみ実施をしているところでございます。

そんな中で、チップボイラー今現状どうなっているのかというご質問でございます。チップボイラーのほうは施設のほうにそのまま配置はしている状況でございます。しかしながら、燃料となるチップのほうは、チップ工場撤退以降、安価に提供ができないということで、いろいろ検討を重ね、町外から購入して搬入したらどうかというようなところも検討したんですけども、非常に燃料費が膨大にかかってしまうということと、1年間それを回したときにとても運営のほうで赤字になってしまうというような状況で、現状はチップボイラーのほうは補助炉という位置づけにしておりますが、現在、ボイラーのほうは故障しておりまして、すぐに直す予定はございません。というのが海外の製品という部分がございます。コロナ禍で一旦検討はしたんですけども、なかなか入ってこないということと、部品が高額になってしまうというような様々な要因がございます。

そして、第1には、チップボイラーを使うと、電気代も非常にかかるということで、現状灯油のほうは燃料費としては運営側として安く燃料費として使えるという状況がございます。しかしながら、今、灯油が非常に価格が上がっておりまして、先日、奥多摩総合開発の担当の方ともお話ししたんですけども、現状、百数十円という状況で、灯油が大体90円であれば何とか燃料費として見込めるというところなんですけど、これから冬に向けてまた値上がりをしていくと、非常に運営が厳しいというような状況もいただいております。

そんなところで総合的に考えながら運営はしていくところでございますが、灯油ボイラーについても昨年度、その前ですかね、新たに新しい灯油ボイラーを入れさせていただいて、今そちらで稼働しているということで、現状はチップボイラーは稼働できておらず、灯油ボイラーで稼働しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

これ成立した場合にはいつからその工事が始まって、来年3月22日までということですけど、そうすると、当然売上げが上がらないし、働いている方もいるし、総合開発さんとどういふ話をされているのか。その分だけまた家賃的な問題も出てくると思うんですけど、総合開発さんとまたどのような話をされているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 7番、澤本議員からのご質問にお答えします。

工期の関係で、営業が当然止まるということで総合開発とどういってお話をしているかというご質問でございます。工事のほうにつきましては、12月から工事を予定しております。工期は、先ほどご説明させていただいたとおりでございますので、12月から3月の間は営業をストップするというので、その期間で工事に入るという状況でございます。従業員の方につきましては、総合開発といたしましては、やはり今、人員の確保は、もえぎの湯だけではなくて非常に厳しい状況というところもございまして、給料を払いながら、何らかほかの施設に働いていただくとか、やはり1回やめてしまうと、また営業を再開したときに戻ってきていただけないということになると、それこそ営業ができないというような状況でございますので、コロナ禍のときも休業要請をかけたときは、しっかりと給与も払って人員確保に努めたというお話もいただいておりますので、総合開発さんとすれば、現状そういう考えでいるということは先日お話を伺っております。

また、家賃と使用料の部分になろうかと思えます。こちらにつきましては、当然4か月営業ができないという状況でございますので、また、行政財産使用料審査会もございまして、そちらのほうにお諮りをして、当然、施設を使用できない期間が発生してしまうので、その間の減免について、また、総合開発と協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 小峰です。

ちょっと確認ですけど、2年間でやると言いましたよね。2回目は、来年6年の3月の後にまた同じように1年後にやるような格好なんですかね。

それと、お風呂の改修のところなんですけど、コンクリートが駄目になっているんだよね、きっとね。それは全部新しくするというのでいいんですかね。そこら辺をきちんとしないと、また25年後にやるようになるよね。そこら辺をお願いします。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、2か年で工事のほうは予定しております。全体でやると、工事費がかなり大きいというところもございまして、2か年の計画にさせていただきまして、令和5年度につきましては先ほどご説明した部分を改修させていただきます。令和6年度の予

定でございますが、主には外壁の工事、あとは上の大広間、厨房、休憩室、トイレ、あと玄関ホール、こちらのほうの改修を予定しております。

次に、お風呂の改修でコンクリート等全部撤去して新たに設置するのかというご質問かと思えます。議員のご質問にありましたとおり、かなり劣化が進んでおりまして、下の機械室に水漏れがしているというような状況も見受けられます。そういった部分で、全て撤去して新たな床と大浴場、露天風呂の床の更新をするということで考えております。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） なんですけど、9,000万円というのは、ここの工事、要するにさっきの図面の工事の代金で、来年の2回目はまた別に金額がかかるよということではないんですかね。

○議長（高橋 邦男君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、小峰議員の再質問にお答えをいたします。

今ご質問がありましたとおり、今回ご説明させていただいた金額については、9,460万円ということでございます。来年度の6年度の事業につきましては、改めて予算計上の上、工事を実施するという状況でございますが、約4,000万ぐらいの工事費を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第52号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第52号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第52号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議案第52号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議員提出議案第4号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例

を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、朗読いたします。

議員提出議案第4号、奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年9月4日提出。

提出者、奥多摩町議会議員、原島幸次、賛成者につきましては、議長を除く全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議長高橋邦男殿。

理由。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員定数の規定を整備する必要がある。

以上でございます。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、原島幸次議員に求めます。原島幸次議員。

〔12番 原島 幸次君 登壇〕

○12番（原島 幸次君） それでは、議員提出議案第4号 奥多摩町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案理由ですが、各常任委員会及び議会運営委員会の委員定数の規定を整備する必要があるためでございます。

本件につきましては、去る7月28日、全員協議会を開催し、全議員が内容を確認していることから、各条文の説明は割愛させていただきます。

なお、附則として、この条例は令和5年12月1日から施行するものでございます。

以上で、提案の説明を終わります。

○議長（高橋 邦男君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議員提出議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第4号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第4号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議員提出議案第 4 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋 邦男君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第 4 号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は 9 月 7 日となっておりますので、明日 9 月 6 日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） ご異議なしと認めます。よって、明日 9 月 6 日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議 3 日目は、9 月 7 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 00 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員